

(案) 内に示されている数値は現時点の数値で、計画策定までに変わることがあります。

第4期取手市地域福祉計画

(令和6年度～令和9年度)

(案)

誰もが住み慣れた地域で、思いやりをもって
互いに助け合い、共に生きるまちづくり



令和6年 月

取手市



目 次

1	計画策定の趣旨	1
	（1）計画策定の趣旨	1
	（2）地域福祉とは	2
	（3）自助、互助、共助、公助の役割について	2
2	計画の性格と期間	5
	（1）計画の性格	5
	（2）計画の位置づけ	5
	（3）計画の期間	6
3	計画策定の背景	8
	取手市の現状	10
4	計画の基本的な考え方	22
	（1）基本理念	22
	（2）施策展開の柱	23
	（3）施策体系	24
5	施策展開の方向	26
I	安心して暮らせる助け合いの仕組みづくり	26
	I-1 包括的な支援体制の整備	26
	（1）住民が主体的に地域生活課題の把握と 解決を試みることができる環境の整備	26
	（2）地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	27
	（3）多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築	27
	I-2 関係組織の連携・推進	30
	（1）様々な人々の協働を推進する	30

(2) 地域で求められる支援体制の構築	34
II 地域福祉推進のための基盤整備	35
II-1 高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉	
に関し共通して取り組むべき事項	35
II-2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	37
(1) 福祉サービス利用に関する相談支援体制の整備	37
(2) 支援を必要とする方が必要なサービスを利用する	
ことができるための仕組みづくり	38
(3) 利用者の適切なサービス選択の確保	38
(4) 利用者の権利擁護	39
(5) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り、支援の推進	39
II-3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	42
(1) 社会福祉法人による地域における公益的な取り組みの推進	42
(2) 社会福祉法人の新規事業の開発やコーディネート機能への支援	43
II-4 地域見守り活動や交流活動の推進	43
(1) 地域における新たなマンパワーの支援と推進	43
II-5 地域福祉を充実させるための協働体制づくりの推進	44
(1) 支援が必要な人への福祉サービスの充実	44
(2) 各種ボランティアの育成と活動しやすい環境作り	45
II-6 誰もが住みやすいやさしいまちづくり	47
(1) こころのバリアフリーの推進	47
(2) 文化や意識などの多様性を受け止める	47
(3) ひきこもり支援の推進	48
(4) 外出支援	49
(5) 住み方・住まい方の構築	50
(6) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	51
III 福祉に係る人材の育成	52
III-1 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	52
(1) 地域住民、ボランティア団体、NPO 等の社会活動への支援	52
(2) 住民等による問題関心の共有化と地域福祉推進への	
参加の促進	52

(3) 地域福祉を推進する人材の育成	52
6 計画の推進体制と役割	54
(1) それぞれの役割	54
(2) 進行管理	55

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

令和2年3月に「取手市第3期地域福祉計画」（計画期間：令和2年度から令和5年度）を策定し、お互いに支え合い暮らしをしていく、地域社会づくりを進めてまいりました。

少子高齢、人口減少社会という日本が抱えている大きな課題は、国全体の経済、社会の危機に直結しておりこの危機を乗り越えるためには、地域の力を強化し福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を直視する必要があります。

地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが全国で進められています。ニッポン一億総活躍プランでは、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

こうしたなか取手型の地域共生社会の実現のため、このたび第4期取手市地域福祉計画を策定することといたしました。

この計画は、地域福祉推進の主体である地域住民の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制について庁内関係部門はもとより、多様な関係機関や専門職も含め協議のうえ計画的に整備し、地域での支え合いやつながりを更に深めていくことを目的に策定します。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく、安心して充実した生活を送れるよう、地域住民、民間福祉事業者、行政機関などが連携・協働することで、地域における福祉課題の解決に取り組んでいくことです。

地域福祉を推進していくには、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識し、地域における課題に対し、地域全体で取り組み、助け合う意識を育むことが必要です。

また、福祉サービスへのニーズは日々拡大しており、行政の力だけでは対応しきれない部分も増えています。様々な課題について、住民一人ひとりの努力（自助）と、住民同士の相互扶助（共助）の一層の展開、公的な制度（公助）の整備によって解決していく地域福祉を推進する仕組みが必要です。

(3) 自助、互助、共助、公助の役割について

福祉を考えるうえで、自助、互助、共助、公助という言葉があります。

社会保障や防災など社会的なリスクの負担が問題となる場面で登場します。その考え方も時代によって移り変わってきました。

自助においては80年代は健全な社会は、個人の自立、自助が基本であると述べられています。2000年代に入ると社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、自ら働いて、自らの生活を支え自らの健康は自ら維持するという自助が基本とされてきました。

自分が主体となり、自身を大切に生活を行う心構えと行動が最も大切であり、4つの助の基礎は自助とされてきました。

自分だけの力の自助にもどうしても限界があります。体が思うように動かなくなる高齢期に自分だけで何とかするといった考えでは精神的にも続かなくなります。

行き詰ったときにはサポートが必要となります。時にはサポートを受けたり、自分がサポートに回ったりと人同士が支えあう互助が必要となります。互助の関係が壊れる前に、必要に応じ自身の権利として利用できる介護保険などの社会保険制度の共助の登場となります。

自助、互助、共助で支えあっても解決できない場合は最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度の公助が対応します。

まず、自助で何とかして、自助では解決できないときは互助、互助で解決できないと

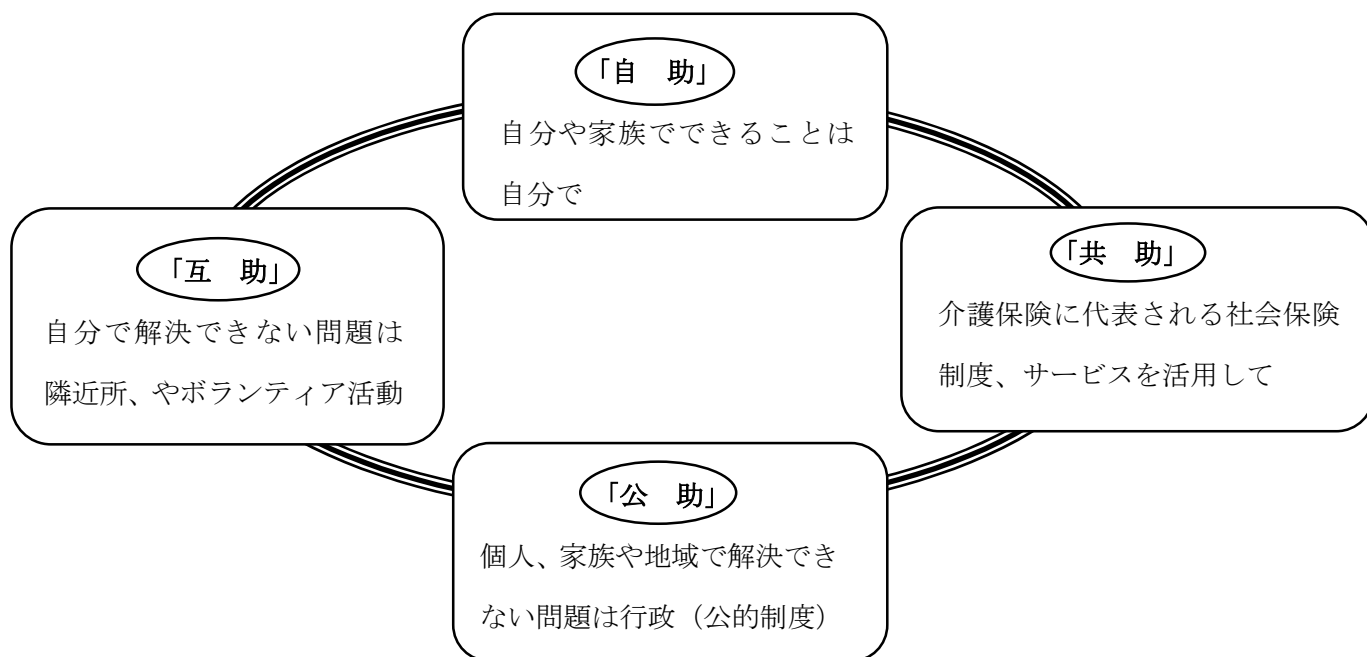
きは共助、共助でも解決できないときに初めて公助の出番となります。

令和7年をめどに構築される地域包括ケアシステムにも支援の枠組みとしてこの考え方が用いられ、住まいや生活支援も含まれ社会保障の枠を超えたまちづくりにも関係し課題の範囲も広がり、適切な解決策を講ずることが難しいケースにも対応できる体制を作ることは、我が事、丸ごと、地域共生社会へとつながっていきます。

※ 地域包括ケアシステムとは、人口減少社会における介護需要の急増という困難な課題に対して、医療、介護などの専門職から地域の住民一人ひとりまで様々な人たちが力を合わせて対応して行こうというシステムです。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい、医療、介護、予防、生活支援」が包括的、一体的に提供される体制の構築を進めています。

○自助、互助、共助、公助のイメージ



(例) 自助（個人）－自発的に自身の生活課題を解決する力

- ・ 家族介護、育児、疾病予防、健康管理

互助（近隣）－個人的な関係性を持つ人同士の助け合い

- ・子どもや高齢者の見守り、交流、安心、安全活動

共助（保険）－制度化された相互扶助

- ・医療、年金、介護保険、社会保険制度

公助（行政）－社会福祉制度

- ・高齢者福祉事業、障害者福祉事業、子育て支援事業、生活保護

※時代や地域による違い

- 地域によっては強い「互助」を期待することが難しいところがありますが、民間サービスが普及したところは「自助」によるサービスを購入することで対応が可能ですが、民間サービスが限られているところでは「互助」の果たす役割が大きくなります。
- 少子高齢化や財政状況から「共助」、「公助」の大幅な拡充が難しくなり、「自助」、「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取り組みも必要になっています。

日頃から健康管理を心がけている

高齢のご夫婦

自助（疾病予防、健康管理）

互助（地域との交流）



ある日妻が入院、生活が一変します。

自助（夫は妻の介護や、家事など精一杯努力しますが疲れが隠せません。近隣に助けを求めます。）

互助（近所の人から日常的な支援をしてもらいます。）

共助・公助

（相談窓口で介護保険の申請、行政の福祉サービスの相談）



妻が退院して来るが

歩行などに不自由が残った。

介護に疲れ、妻にきつくあたることも

自助（妻の介護や家事に努力する）

互助（近所づきあいの中で困っていることがないか声を掛け合う）

共助（介護保険制度のサービスによる支援を行う）

公助（高齢福祉サービス、民生委員などが見守り活動を行う）

2 計画の性格と期間

（1）計画の性格

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、本市の地域福祉の向上と市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

本計画は、市政運営の基本方針である「取手市第六次総合計画」を上位計画として、福祉に関する他の分野別計画「第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画」、「取手市子ども・子育て支援事業計画」、「取手市障害者福祉計画」、「第7期取手市障害福祉計画・障害児福祉計画」の上位計画と位置づけ各個別計画を横断的につなぐ基本理念と方向性を示し連携を図る計画とします。

（2）計画の位置づけ

地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされ、更に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する各分野の個別計画の上位計画に位置づけられました。

社会福祉法第107条では、地域福祉に関する理念の提示や方向性を定めることを

主たる役割として、次の①から⑤までの事項について計画に盛り込むことが規定されています。

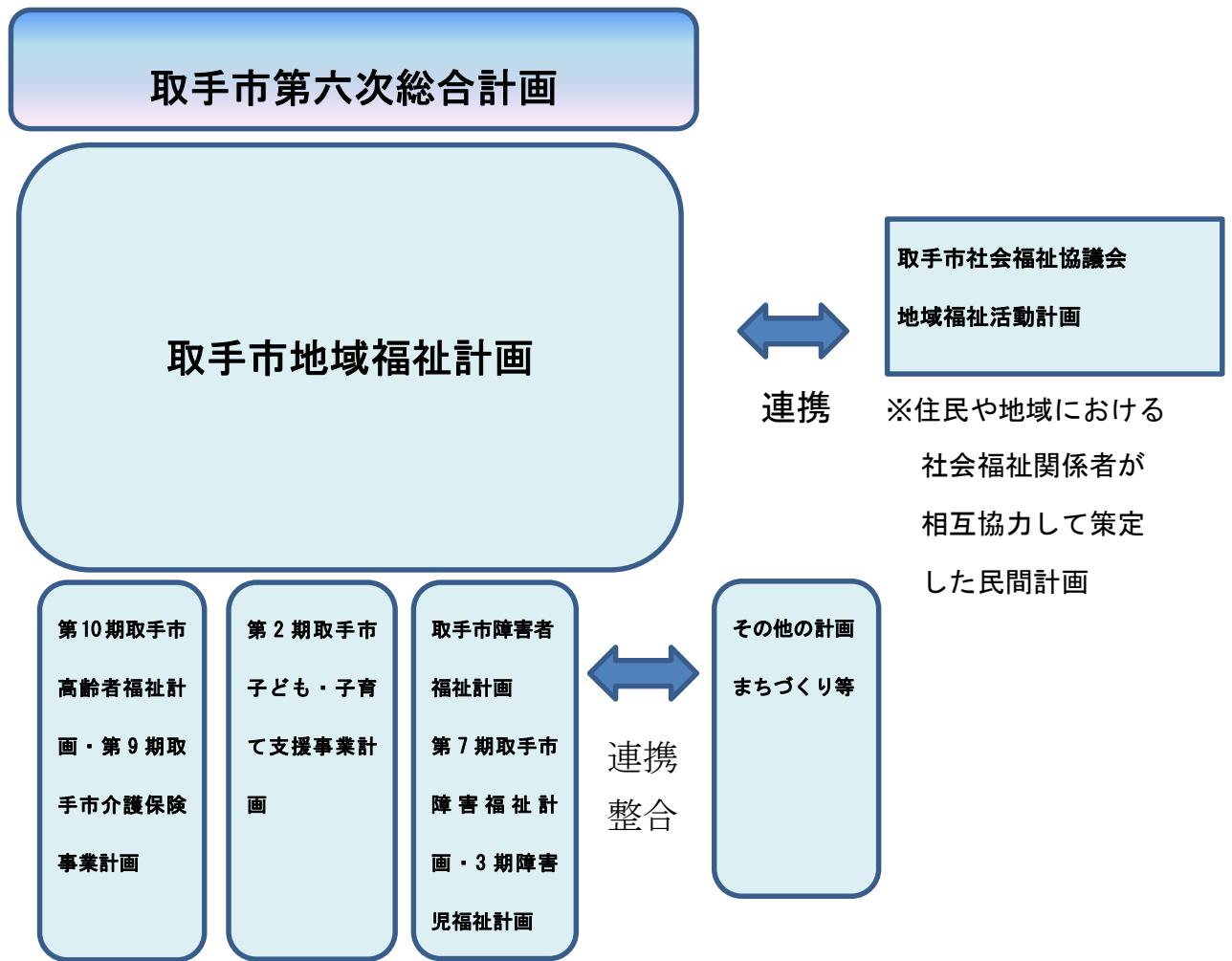
- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
(市町村の努力義務である社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合)

(3) 計画の期間

本計画の期間は令和 6 年度から令和 9 年度までの 4 年間とします。

なお、取り組みの進捗状況や社会情勢を踏まえ必要に応じて見直しを行います。

取手市地域福祉計画と他計画との関係イメージ図



計画名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
取手市第六次総合計画 基本構想は期限なし (基本計画は4年ごとに見直し)	[長期継続計画]								
取手市地域福祉計画	第3期			第4期					
取手市高齢者福祉計画	第8期	第9期			第10期				
取手市介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期				
取手市子ども・子育て支援事業計画	第2期				第3期				
取手市障害者福祉計画	[長期継続計画]					[長期継続計画]			
取手市障害福祉計画及び障害児福祉計画	第5期	第6期			第7期				

3 計画策定の背景

地域の現状としては、少子化や高齢化が進行しているなか、個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会がつくられるようになってきましたが、実際の地域の実情は複雑であり、互いの価値や権利が衝突し差別や排除が起こっています。自分の生活に及ぼす影響と照らし合わせて考えたとき、総論としては賛成だが、各論としては反対というときもあります。様々な福祉施策が行われていますが、現場での実現の難しさにも直面してきました。

また、それぞれの地域には、行政が担う福祉サービスだけでは解決できない、地域住民の力を結集し対応しなければならない困難な地域の課題、いわゆる制度の狭間の問題（制度の対象外、基準外、一時的なケース）も生じてきています。

しかしながら、東日本大震災を契機として、ボランティア活動や互助や共助の大切さなど、地域福祉の必要性について改めて認識が深まってきています。

地域福祉活動を推進していくためには、市町村が主体となった福祉サービスの提供を基本としながら、住民及び民間団体等の主体的な取り組みと連携、協働を進めていくことが、ますます必要となってきています。

このような状況を踏まえ、国が示す、支え手と受け手側に分かれるのではなく誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現には、「地域と共に生きる」地域づくりに向け、取手市の実情に合わせた取り組みを行う必要があります。

「地域共生社会」とは？

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

取手型の地域共生社会

これまでは、福祉は一部の困っている人をたすけ、救護することと考えられてきましたが、少子高齢化、核家族化の進展により、生活形態が多様化する中、誰もが助ける立場や助けてもらう立場のどちらにもなりえる時代になってきています。

自分が主体となり、自身を大切にし尊厳を持ちながら生活を行うことが最も大切なことですが、自分だけの力ではどうしても限界があります。行き詰まった時にはサポートが必要であり、互助や共助の必要があります。

取手市の福祉は支援等が必要な住民を支援する団体、社会福祉協議会、行政が連携して協働で様々な活動を促進する力をもっています。

障害福祉分野においては、関係者が集まる団体、社会福祉協議会、行政が定期的な話し合いの場を設け連携を図りながら障害者支援を進めています。

高齢福祉分野においては、本市の人口は減少するとともに、高齢者が増加し、高齢化率も上昇していくことから高齢者の健康づくり、認知症の予防、介護予防の推進を関係機関と連携しながら推進していきます。

また、高齢者等移動支援事業においては、福祉有償運送等運営協議会を設置し、サービス提供事業者と連携を図り適正に事業を推進していきます。

子育て支援分野においては、保健、医療、教育、警察等が連携して要保護児童への適切な支援を行うよう更なる連携を深めます。



取手市の現状

(1) 人口の推移・見通し

本市の人口は令和5年4月1日現在105,913人であり、年々減少の傾向にあります。

さらに将来の推計人口は、17年後の令和22年に78,365人と減っていくことが予測されています。

年齢別区分の推移は、年少人口（0歳から15歳未満）、生産年齢人口（15歳から64歳未満）、高齢者人口（65歳以上）ともに減少していますが、高齢者人口の減少は比較的少ないことから人口比率は増加しており今後も増加することが予測されます。

特に令和7年以降生産年齢の人口が減少していくため、社会の活力維持向上をどのように図るか新たな局面での課題への対応が必要とされています。

高齢化率は、令和5年4月1日現在で34.7%、2.8人に1人であり、人口が減少することに伴って、高齢者が増加することにより高齢化率は上昇し、令和12年には37.8%、2.6人に1人が65歳以上の高齢者となり、令和22年には43.1%となり2.3人に1人が高齢者になると予測されます。

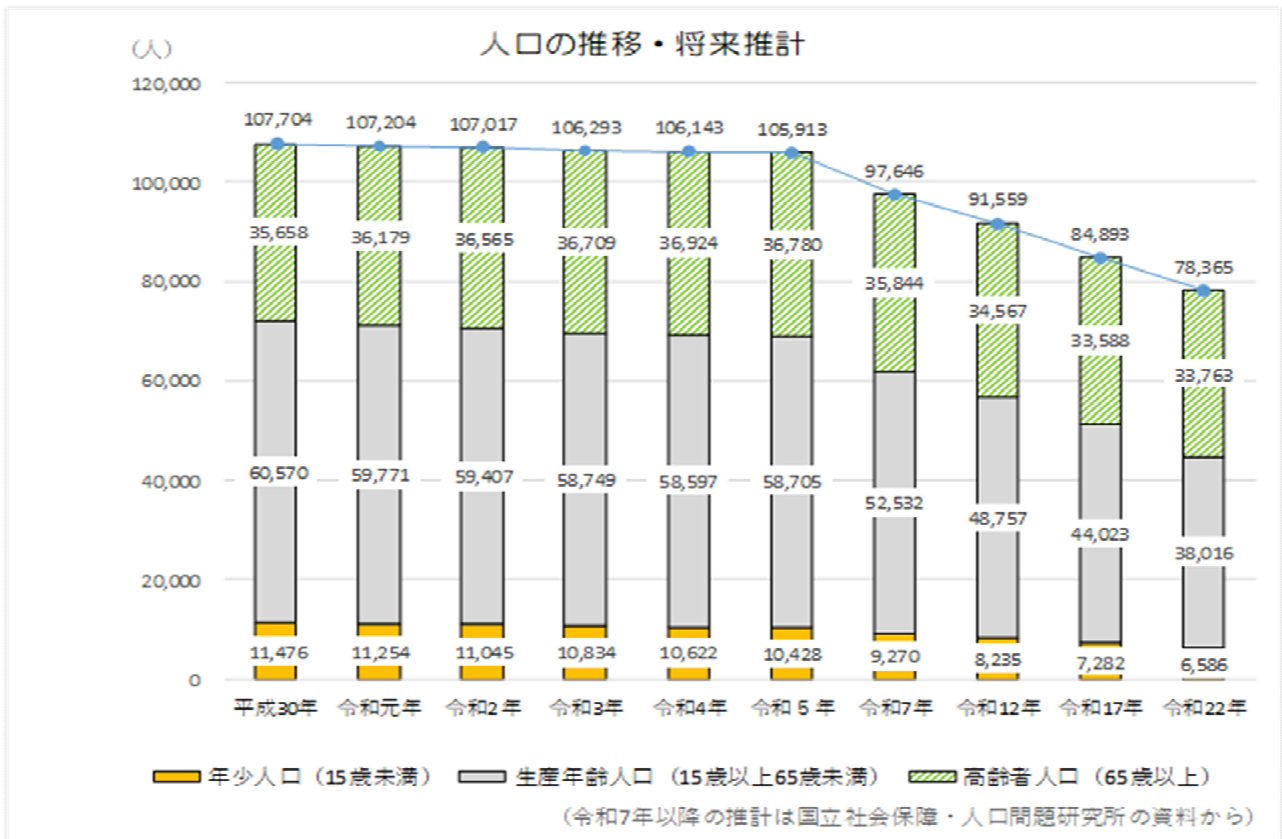
世帯数は、人口が1,791人減少しているにもかかわらず平成30年に比べ2,798世帯増加していますが、1世帯当たりの人員は、平成30年の2.2人から2人に減少しています。配偶者がなくなったり、子どもが独立したりして、一人暮らしをする高齢者世帯の増加の影響が考えられます。平成27年と令和2年の国勢調査で比較すると65歳以上の単身世帯数は4,928世帯（全世帯の11.3%）から6,129世帯（全世帯の13.5%）と増加しています。

また単身世帯の増加は、社会的孤立を生む要因にもなり頼りにできる存在が身近におらず、社会的に孤立してしまう人の増加にもつながると考えられます。

●人口の推移・見通し（各年4月1日現在）

(人)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	107,704	107,204	107,017	106,293	106,143	105,913	97,646	91,559	84,893	78,365
年少人口（15歳未満）	11,476	11,254	11,045	10,834	10,622	10,428	9,270	8,235	7,282	6,586
生産年齢人口（15歳以上65歳未満）	60,570	59,771	59,407	58,749	58,597	58,705	52,532	48,757	44,023	38,016
高齢者人口（65歳以上）	35,658	36,179	36,565	36,709	36,924	36,780	35,844	34,567	33,588	33,763

令和7年以降の推計は国立社会保障・人口問題研究所の資料から



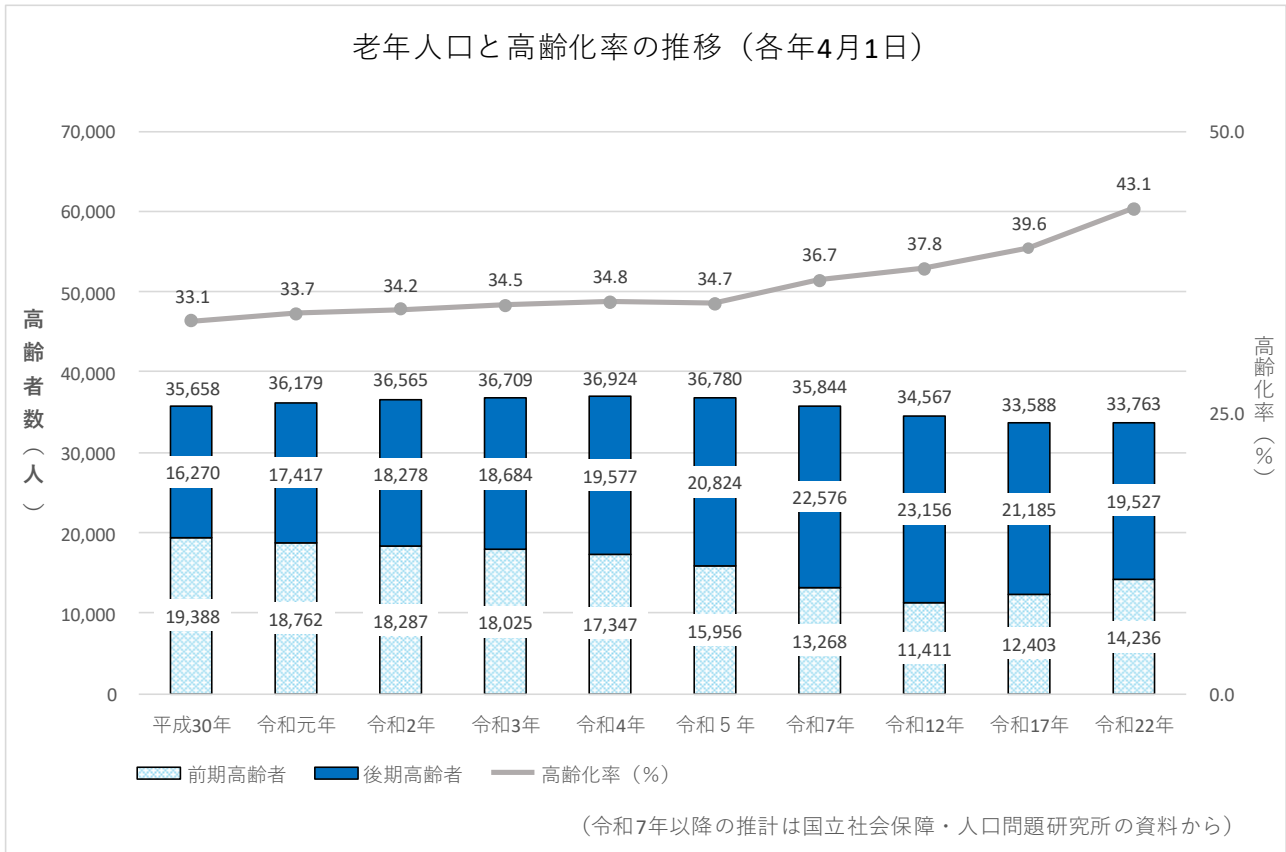
●高齢者の状況

(人)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
前期高齢者	19,388	18,762	18,287	18,025	17,347	15,956	13,268	11,411	12,403	14,236
後期高齢者	16,270	17,417	18,278	18,684	19,577	20,824	22,576	23,156	21,185	19,527
前期・後期高齢者	35,658	36,179	36,565	36,709	36,924	36,780	35,844	34,567	33,588	33,763
高齢化率 (%)	33.1	33.7	34.2	34.5	34.8	34.7	36.7	37.8	39.6	43.1

令和7年以降の推計は国立社会保障・人口問題研究所の資料から

●世帯の状況

(世帯)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	47,894	48,372	49,022	49,298	49,968	50,692



(2) 高齢者の状況

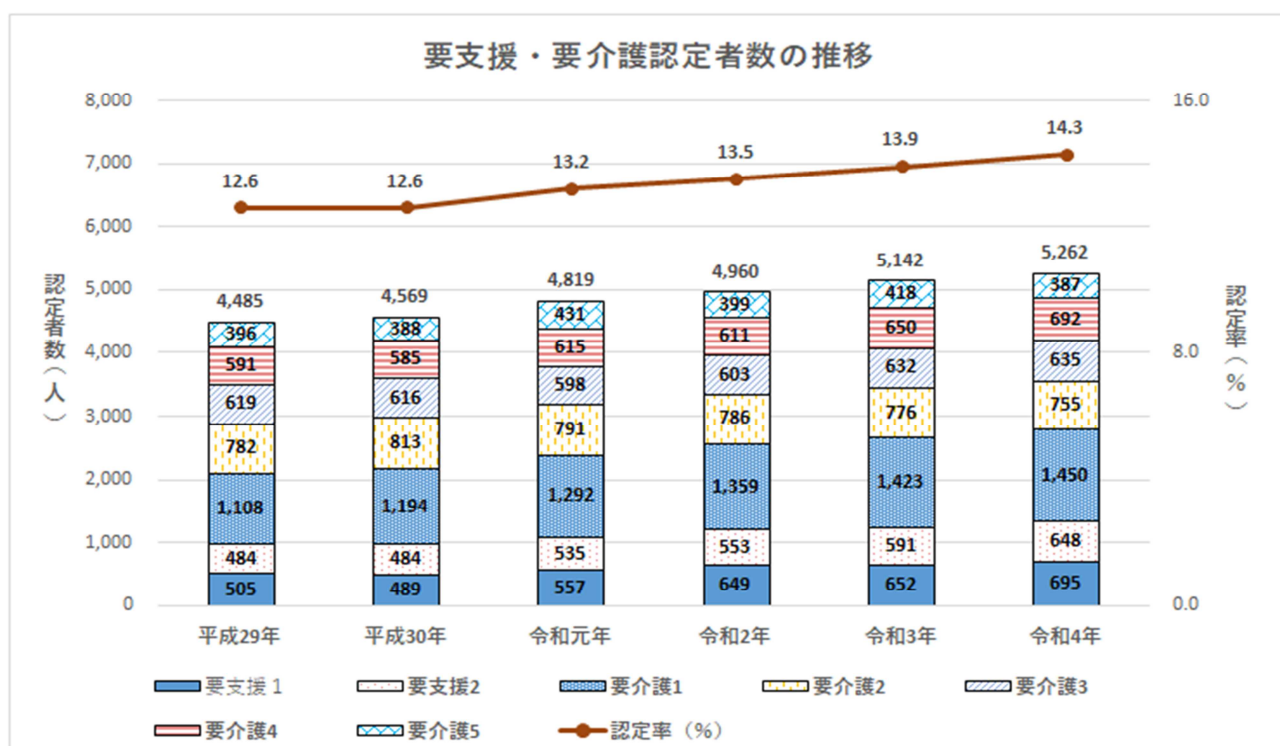
○要支援・要介護認定者数の推移

介護保険の要介護（要支援）認定を受けた第1号被保険者の数は年々増加しています。令和4年度末には5,262人と、平成29年度末の4,485人から777人増加しています。令和4年度末の第1号被保険者数に占める要介護（要支援）認定取得者の割合は14.3%で国の平均19%、県の平均15.8%は下回っていますが、平成29年度末時点の12.6%から1.7ポイント上昇しています。

●要支援・要介護認定者数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
要支援1	505	489	557	649	652	695
要支援2	484	484	535	553	591	648
要介護1	1,108	1,194	1,292	1,359	1,423	1,450
要介護2	782	813	791	786	776	755
要介護3	619	616	598	603	632	635
要介護4	591	585	615	611	650	692
要介護5	396	388	431	399	418	387
合計	4,485	4,569	4,819	4,960	5,142	5,262
第1号被保険者数 (65歳以上)	35,673	36,191	36,550	36,687	36,880	36,724
認定率 (%)	12.6	12.6	13.2	13.5	13.9	14.3

※認定率は第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合です。



(3) 障害者の状況

障害者・児の人数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）は令和4年度で5,809人と人口の5.4%となっております。

世帯の状況については、平成31年に行われた障害者福祉計画のアンケート結果から、

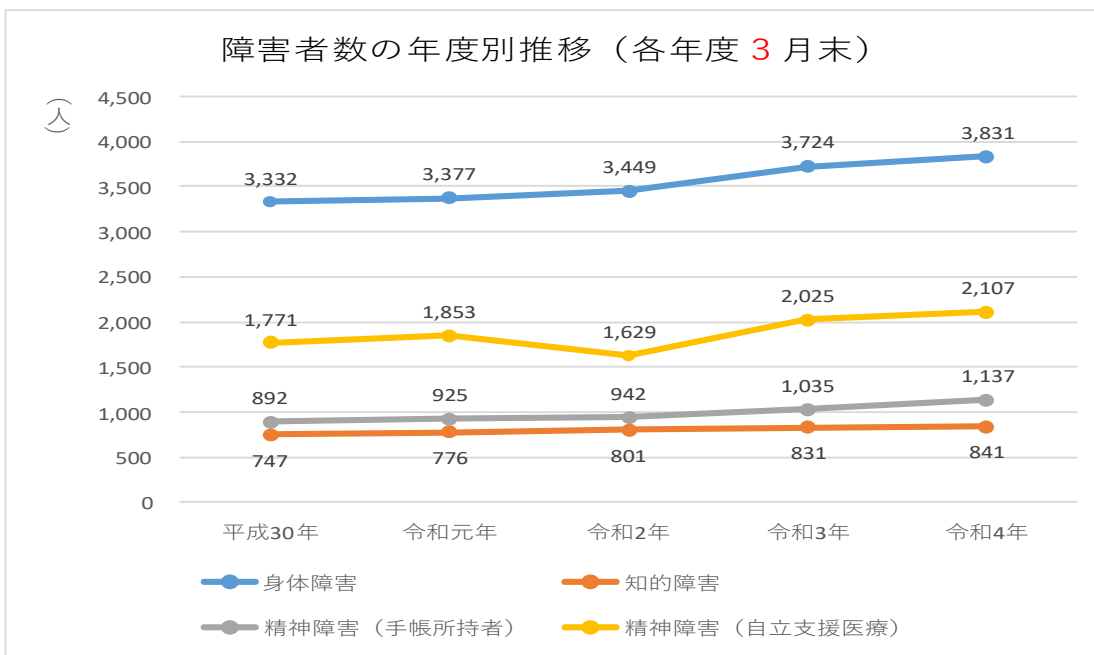
「配偶者」と暮らしている方が多く（42%）、次いで「子ども」と暮らしている（21%）、
「一人で暮らしている」は14%を占めています。

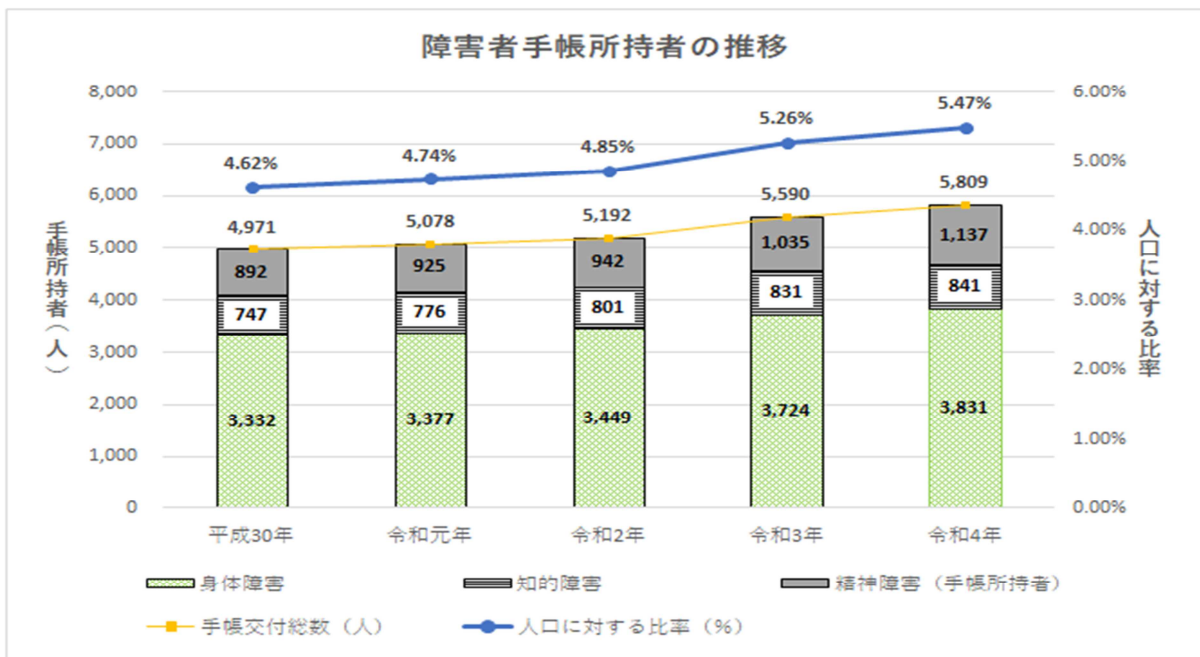
年齢別で見ると、身体障害者手帳所持者の内65歳以上の人の割合が全体の約7割を
占めています。

療育手帳所持者においては、約8割が18歳以上の人への交付となっています。
精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別で見ると18歳未満が2%、18歳から59歳で
は80%、60歳以上では18%となっています。

●障害者の状況

(人)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
身体障害	3,332	3,377	3,449	3,724	3,831
知的障害	747	776	801	831	841
精神障害（手帳所持者）	892	925	942	1,035	1,137
精神障害（自立支援医療）	1,771	1,853	1,629	2,025	2,107





(4) 子どもの状況

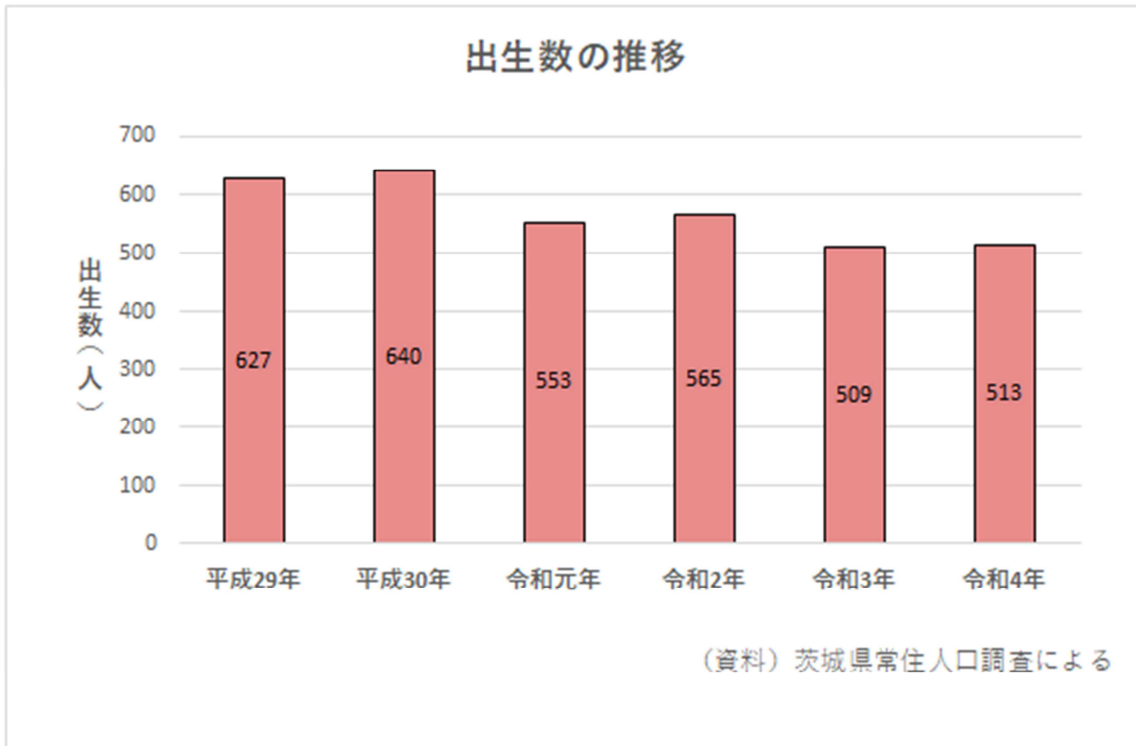
出生数は年々減少傾向にあり、令和3年は509人となっています。あわせて児童人口も減少が続いており、対人口比も徐々に低下しています。

人口構成からも高齢者の占める割合が高く、生産年齢人口も減ることから今後も少子高齢化が進むことが予測されます。

子どもの状況

●出生数の推移

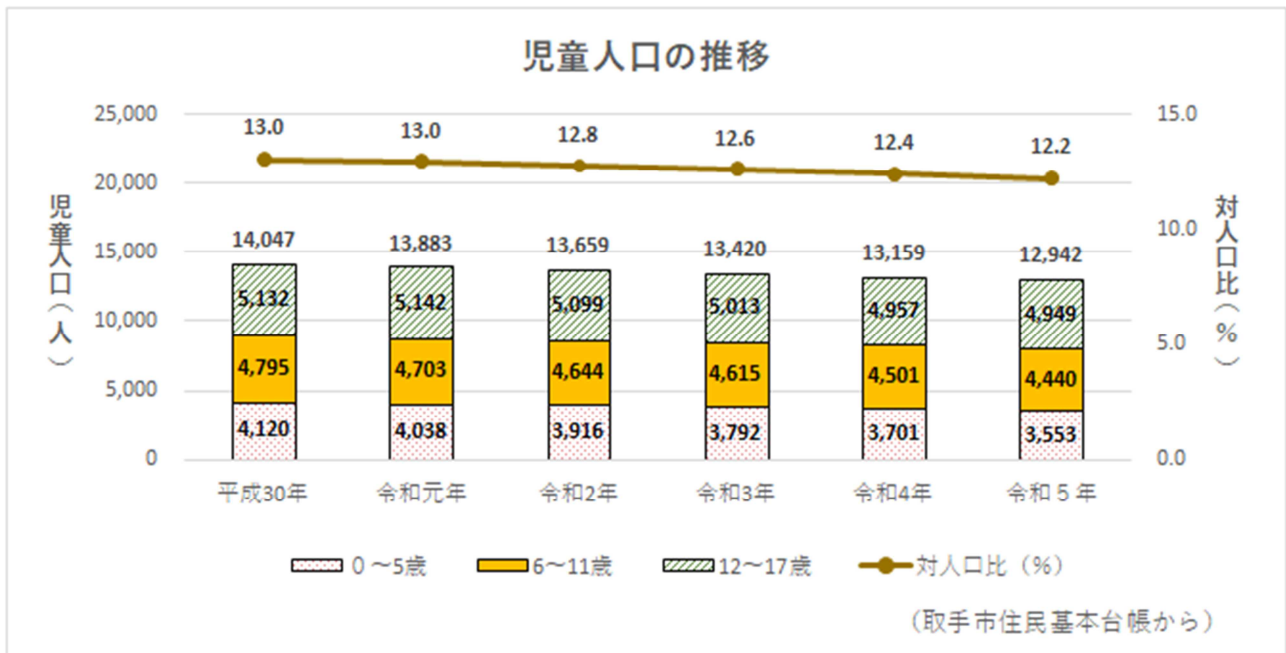
(人)	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
取手市	627	640	553	565	509	513



●児童の人口（0歳から18歳未満）

(人)	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～5歳	4,120	4,038	3,916	3,792	3,701	3,553
6～11歳	4,795	4,703	4,644	4,615	4,501	4,440
12～17歳	5,132	5,142	5,099	5,013	4,957	4,949
合計	14,047	13,883	13,659	13,420	13,159	12,942
対人口比(%)	13.0	13.0	12.8	12.6	12.4	12.2

取手市住民基本台帳から



(6) 生活困窮者の状況

生活保護受給者数及び世帯数は年々増加しています。令和5年3月の県平均の保護率が10.2%に対し、市が12.5%と2.3%増加し、市の保護率も上昇しています。

世帯類型別では高齢者世帯が、55.4%を占めていますが、直近では20.2%を占めるその他世帯（高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯、傷病者世帯のいずれにも該当しない世帯）が増えてきています。

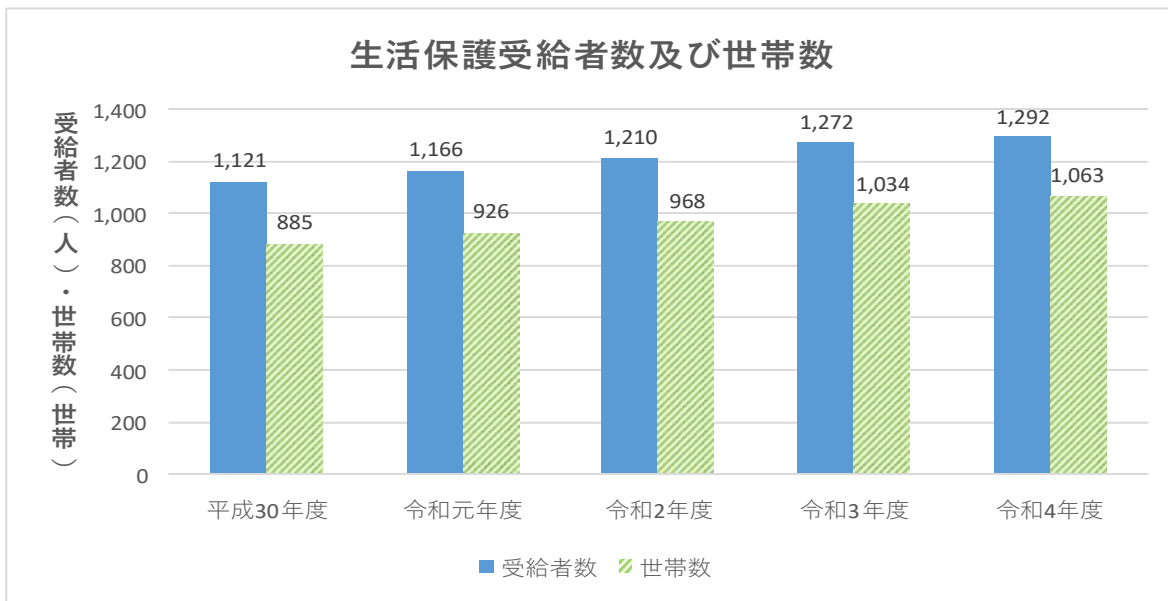
生活保護受給者数の増加に伴い、生活保護扶助費も増加しています。平成30年と令和3年を比較すると3億8百42万4千円増加しています。

生活困窮者に関する状況

●生活保護受給者数及び世帯数

(各年度3月31日現在)

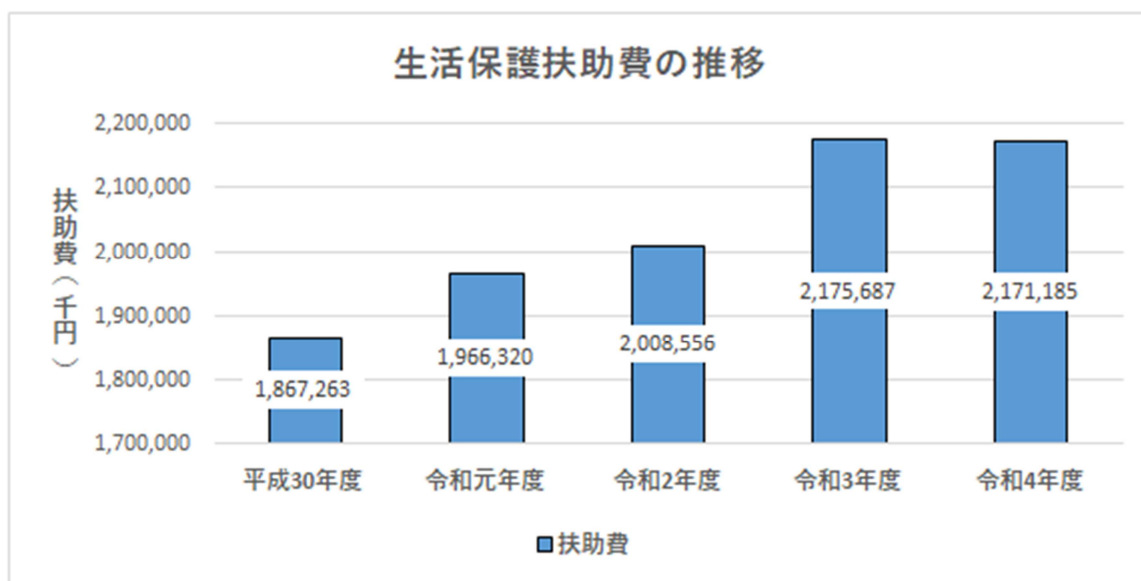
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	1,121	1,166	1,210	1,272	1,292
世帯数	885	926	968	1,034	1,063



●生活保護扶助費の推移

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
扶助費	1,867,263	1,966,320	2,008,556	2,175,687	2,171,185



●人口に対する保護率

(各年度3月31日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護率	10.7%	11.1%	11.6%	12.3%	12.5%

※令和4年度の生活保護受給率の12.5% (パーミル千分率) は、人口1,000人中12.5人 (80人に1人) が生活保護受給者になります。

(7) 地域で活動する団体等の状況

ボランティア団体数は解散する団体がある一方、新たにできる団体があり横ばいですが、登録者数は減少傾向にあります。会員の高齢化、後継者不足により団体の継続ができなくなるような傾向が生じてきています。

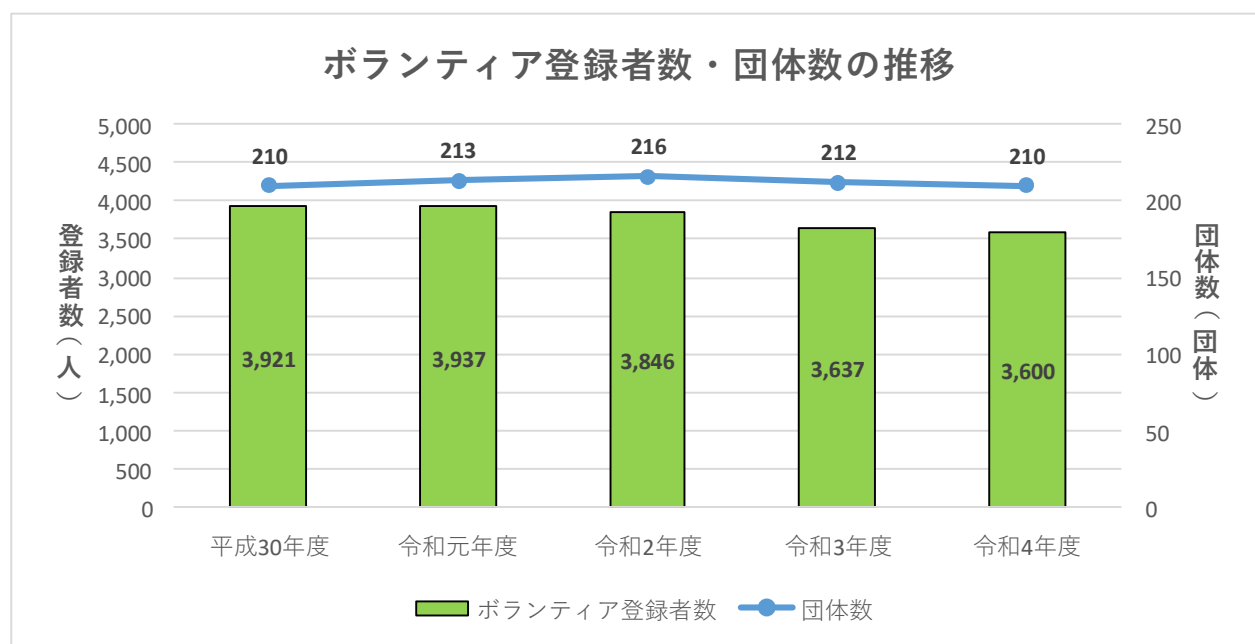
民生委員・児童委員の委嘱者数は令和4年度当初において定数189人のところ185人となっています。令和4年12月1日改選時定数は2名増員の191人となり、令和5年4月1日時点で190人の民生委員が活動しておりますが、一部は後任候補者がなく継続者も含まれており、民生委員の高齢化も顕著であります。

住民の身近な見守り・相談役である民生委員のなり手不足は、支援の網に漏れが生じる恐れも懸念されます。

相談・支援件数は令和4年度においては10,951件となっています。令和2年から件数が減った要因は新型コロナの影響により訪問活動が減ったことによります。

● ボランティア登録者数・団体数

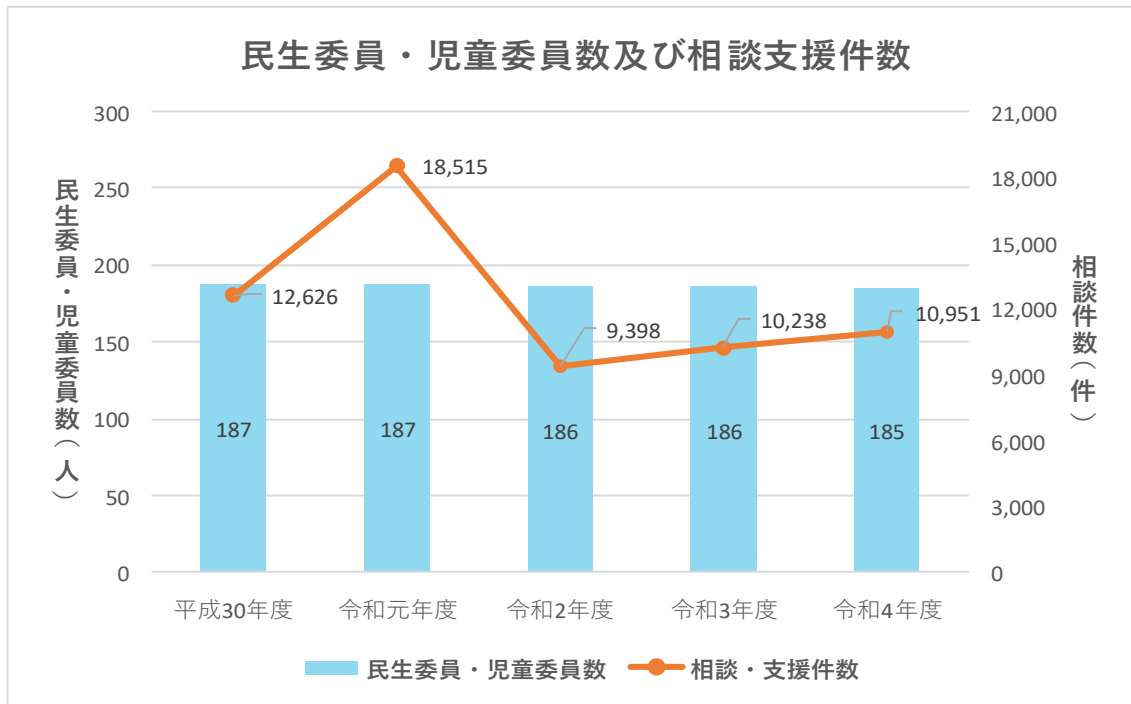
(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体数	210	213	216	212	210
ボランティア登録者数	3,921	3,937	3,846	3,637	3,600



地域で活動する団体等の状況

●民生委員・児童委員数及び相談支援件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民生委員・児童委員数	187	187	186	186	185
相談・支援件数	12,626	18,515	9,398	10,238	10,951
民生委員定数	187	187	189	189	189



(8) 福祉部における歳出額の推移

高齢、障害、子育て各課の歳出予算

福祉部における市の一般会計、介護保険特別会計の歳出額は以下のとおりになります。歳出額も年々増加し、一般会計に占める割合も上昇しています。このことは福祉部において着実に、市民サービスの向上を目指してきた結果でもあるといえます。

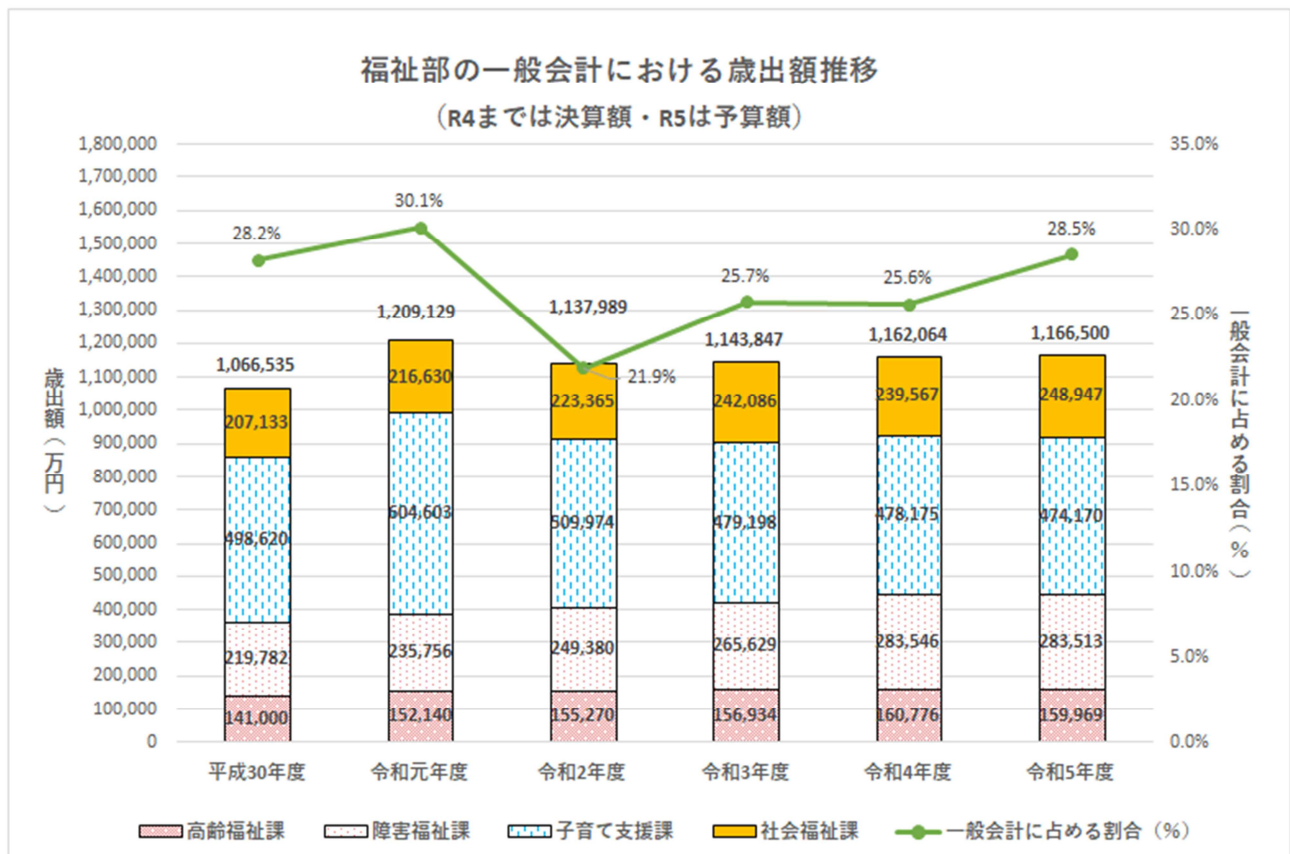
今後、高齢化、経済的な困窮の広まりをはじめとした社会状況の変化により支援が必要な方が増え、それに伴い福祉部門にかかる費用は更に増加していくことが予想されます。

高齢化が進む一方で、生産年齢人口が減少していくことから、現役世代の負担が増加します。支援を必要とする方へのサービスを確保しつつ、将来への負担を軽減するための取り組みを進める必要があります。

●福祉部における歳出額の推移（R4までは決算額・R5は予算額）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢福祉課	14億1,000万円	15億2,140万円	15億5,270万円	15億6,934万円	16億776万円	15億9,969万円
障害福祉課	21億9,782万円	23億5,756万円	24億9,380万円	26億5,629万円	28億3,546万円	28億3,513万円
子育て支援課	49億8,620万円	60億4,603万円	50億9,974万円	47億9,198万円	47億8,175万円	47億4,170万円
社会福祉課	20億7,133万円	21億6,630万円	22億3,365万円	24億2,086万円	23億9,567万円	24億8,947万円
福祉部合計	106億6,535万円	120億9,129万円	113億7,989万円	114億3,847万円	116億2,064万円	116億6,500万円
一般会計	378億5,500万円	401億2,886万円	519億5,128万円	444億4,808万円	453億6,755万円	409億1,000万円
介護保険特別会計	79億5,494万円	81億9,896万円	83億6,008万円	85億1,253万円	87億5,582万円	88億7,843万円

※事業毎に算出しているため、一般会計決算とは数値が異なります。



4 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

誰もが住み慣れた地域で、思いやりをもって、互いに助け合い、共に生きるまちづくり

【趣旨】

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、市民が住み慣れた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別そして障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、市民同士が支え合い、適切なサービスが受けられるような福祉のまちづくりが求められています。更に近年の少子高齢化、人口減少の進行、単身世帯の増加、経済情勢を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死等の社会的孤立への対応が急務となっています。

そこで、誰もが地域の一員として、地域における生活課題に対して主体的にかかわり、お互いに助け合いながら安心して充実した生活が送れるよう、第3期の基本理念を踏襲し、「誰もが住み慣れた地域で、思いやりをもって、互いに助け合い、共に生きるまちづくり」を目標とします。

(2) 施策展開の柱

基本方針	基本施策
I 安心して暮らせる助け合いの仕組みづくり	1 包括的な支援体制の整備 2 関係組織の連携・推進
II 地域福祉推進のための基盤整備	1 高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 4 地域見守り活動や交流活動の推進 5 地域福祉を充実させるための協働体制づくりの推進 6 誰もが住みやすいやさしいまちづくり
III 福祉に係る人材の育成	1 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

(3) 施策体系

地域福祉を推進するため、「安心して暮らせる助け合いの仕組みづくり」、「地域福祉推進のための基盤整備」、「福祉に係る人材の育成」の3つの展開の柱のもと、施策の方向と主な施策を示すこととします。

本方針	基本施策	今後の取り組み
I 安心して暮らせる助け合いの仕組みづくり	1 包括的な支援体制の整備	(1)住民が主体的に地域生活課題の把握と解決を試みることができる環境の整備 (2)地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (3)多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築
	2 関係組織の連携・推進	(1)様々な人々の協働を推進する (2)地域で求められる支援体制の構築
II 地域福祉推進のための基盤整備	1 高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項	(1)各福祉分野が連携して事業を行うことで、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるための創意工夫ある事業の展開
	2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	(1)福祉サービス利用に関する相談支援体制の整備 (2)支援を必要とする方が必要なサービスを利用することができるための仕組みづくり (3)利用者の適切なサービス選択の確保 (4)利用者の権利擁護 (5)避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り、支援の推進
	3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	(1)社会福祉法人による地域における公益的な取り組みの推進 (2)社会福祉法人の新規事業の開発やコーディネート機能への支援

	4 地域見守り活動や交流活動の推進	(1) 地域における新たなマンパワーの支援と推進
	5 地域福祉を充実させるための協働体制づくりの推進	(1) 支援が必要な人への福祉サービスの充実 (2) 各種ボランティアの育成と活動しやすい環境づくり
	6 誰もが住みやすいやさしいまちづくり	(1) こころのバリアフリーの推進 (2) 多様性を受け止める意識の醸成 (3) ひきこもり支援の推進 (4) 外出支援 (5) 住み方・住まい方の構築 (6) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
Ⅲ 福祉に係る人材の育成	1 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	(1) 地域住民、ボランティア団体、NPO 等の社会活動への支援 (2) 住民等による問題関心の共有化と地域福祉推進への参加の促進 (3) 地域福祉を推進する人材の養成

5 施策展開の方向

I 安心して暮らせる助け合いの仕組みづくり

●基本施策●

I-1 包括的な支援体制の整備

地域における包括的な支援体制の整備については、①住民が地域生活課題を把握し解決を試みることのできる環境整備 ②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 ③多機関の協働による行政における包括的な相談支援体制の整備をすることが市町村の努力義務とされています。

これらは新たに何らかの機関を設置するといった画一的なものではなく、地域において必要な機能、取り組みでありそれらを同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあり地域の実情に応じて様々な方法が考えられます。

市町村はこれらの3つの機能、取り組みについて担うものであり、関係者の創意工夫で展開され3つの機能が互いに連携、協働しながら実施していくことが求められています。

●今後の取り組み●

I-1-(1)

住民が主体的に地域生活課題の把握と解決を試みることができる環境の整備

市町村は地域住民やボランティア、地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となり、住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備を図ります。

本市においても、行政、地域包括支援センター、取手市社会福祉協議会、民間のサービス事業者も含め公私協働によるニーズの把握に努めてきましたが、こうした取り組みを充実強化し、住民にとって相談しやすい環境を整えるとともに、早期に生活問題を把握することで、解決に結びつけることが重要です。

今後の取り組み

- ①地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ②地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

③地域住民等に対する研修の実施

I-1-(2)

地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

市町村は地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備を図ります。

今後の取り組み

①地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

市では相談を受け止める場は福祉各制度に基づき、各相談支援機関がもうけられていますが、地域の実情に合わせて包括的に受け止める場を整備することが求められています。

②地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

③地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期発見

民生委員・児童委員、保護司等の地域関係者、関係機関と連携し、相談に来られない人や自ら支援を求めることができない者に関する情報、地域住民の相談を包括的に受け止める場の体制整備を行います。

④地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

解決が難しい地域生活課題は支援関係機関によるチーム編成による支援を行います。

I-1-(3)

多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

市町村は相談支援機関では対応し難い複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の整備を図ります。

高齢者、障害者の分野では公的な福祉サービスが発展してきました。しかし、同時に公的な福祉サービスでは対応できない生活問題、公的福祉サービスでは対応が不十分なため生まれる問題等があります。

○公的な福祉サービスだけでは対応できない生活問題

高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、障害者等のゴミだし、電球交換、買物支援、

墓参りの付添いなど、費用の面で効率的でないもの、公的福祉サービスで対応するものか判断が分かれるケースがあります。

○制度に当てはまらない人

様々な問題を抱えていながら、サービス給付要件に該当しない人や該当していても利用していない人への対応。

○身近な人々の手助けが期待できない状態にある人々への対応

ひきこもり、自覚のない認知症の高齢者など、サービスに関する情報があっても理解や活用が難しい人々への対応。

今後の取り組み

①支援関係機関によるチーム支援

専門機関や包括的な支援が必要な課題は、支援関係機関で支援チームを編成し多機関協働で支援します。

②協働の中核を担う機能

チーム編成に当たっては、協働の中核の役割を担う機関が必要です。地域には地域包括支援センター、社会福祉協議会、NPO等があり様々な機関が中核を担うことがあり得ますが、地域の実情に応じ協議し適切な機関が担います。

③支援に関する協議の場の検討

介護保険制度における地域ケア会議など既存の場の機能の拡充や、新たに設ける方法も考えられます。

市町村には協議や検討の場、コーディネートを担う人が複数存在しますが、その役割や機能を整理しシステムとして再構築の視点を持つことも必要とされます。

情報共有を行うネットワークは、地域福祉のコーディネーターにより形成されることが効果的と考えられます。

地域福祉活動は住民同士が協力することであり、活動を支援するためには地域を担当するコーディネーターを配置し、関係する様々な専門家や事業者（電気、ガス、水道、各事業者等）、ボランティア等と連携を図り包括的に支援し、地域福祉活動に関わる者のネットワーク形成を図るなど地域福祉活動の促進も期待されることからコーディネーターの確保を支援します。

取手市社会福祉協議会の職員による地域福祉コーディネーター（CSW）やボランティアコーディネーターの今後の役割が重要であり対策を講じます。

④支援を必要とする者の早期把握

複合的で複雑な課題を抱えた者は、地域から孤立していたり、複合的で複雑な課題によりどこに相談して良いか分からないという状況から、待ちの姿勢から民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関と連携し、対象者を早期にかつ積極的に把握し、支援につなげる体制を構築する必要があります。

地域住民は、そこで生活している人にしか見えない地域の生活問題、身近でなければ早期発見が難しい問題を見つけ、すばやく対応できますが、社会資源や専門知識が十分でないといった問題があります。

そこで行政、事業者（電気、ガス、水道、各事業者等）、専門家、福祉関係者、住民、自治会は互いにそれぞれの特性を生かしながら、地域の生活問題を発見し改善することを共通目的として協働体制を整えるよう対策を講じます。

⑤地域住民との連携

複合的で複雑な課題を抱えた支援に当たっては、公的制度による支援のみならず、地域住民相互の支え合いも重要であり、地域住民、ボランティアとの協働も必要になります。

今後は、若者等とも情報を共有しながら、若者等の意見を取り入れ、地域における生活問題を発見し、解決につなげていく仕組みを構築していきます。

また、災害対応においても地域の要支援者の情報の共有が進んでいるかどうかで、対応に大きな違いが生まれます。

令和5年4月1日施行の改正後の個人情報の保護に関する法律により、地方公共団体ごとの個人情報保護条例の運用の相違が是正され、個人情報の保護に関する法律の規律によって取り扱われることになりました。住民データを活用することは、社会基盤を持続的かつ発展可能なものとして維持するためにも社会に求められるところです。

目的外の利用及び外部提供は原則禁止ですが、行政機関内部での目的外利用は必要な限度かつ相当の理由があれば許容されるようになりました。

個人情報の保護に関する法律では本人の同意を得て、関係機関に提供する場合は個人情報を共有することに問題はなく、市としても個人情報の保護に関する法

律のルールに則して、地域福祉の推進に必要な個人情報を関係機関と共有していきます。

【基本施策】

I-2 関係組織の連携・推進

かつては、多様な生活問題に対して家族や地域共同体による、助け合いによって対処されてきましたが、都市化、核家族化などの社会の変化により、助け合いの機能は縮小し、新たにボランティア団体、NPO、住民団体の活動による新しいセーフティネットワークが生まれてきました。

近年は、児童や高齢者に対する虐待、孤立死、ひきこもり、社会経済の構造的な変化による生活困窮や、外国人の定住を含め、様々な問題を抱えた複合ニーズ世帯など、福祉ニーズが多様化かつ複雑化しています。他職種連携強化による体制づくりを強化し、要支援者に対する適切な支援が行えるよう、関係機関との協力体制の充実に図り、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要です。

【今後の取り組み】

I-2-(1) 様々な人々の協働を推進する

《現状と課題》

家族形態の変化、急速な少子高齢化や個人の価値観の多様化に伴い、地域社会のつながりが希薄化しており、高齢者等の社会的孤立など地域の中で互助力が低下してきていることから、住民や地域で活動する多様な主体が互いに連携し、協力する仕組みを強化していくことが求められています。

また、近年は様々な国の労働者等の増加により、地域の中でコミュニケーションが上手にとることのできない外国人の地域参加も重要な課題となってきています。

地域の住民が自らの力で問題を解決し、安心して生活できるようにするには、地域における支え合いの仕組みづくりが必要です。

また、子ども・子育てをめぐる環境も厳しく、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくありません。子ども同士が集団の中で社会的成長ができるよう、行政や地域社会全体で子どもの育ちと子育てを支援するための新しい地域システムの仕組みを構築するとともに、地域のニーズに

応じて、質の高い幼児教育・保育の提供体制、人材の確保及び質の向上等に取り組むことが求められています。

[対策]

○関係機関の協力体制の構築

このような状況のなかで、新たにボランティア団体やNPO、住民団体による活動が生まれてきました。住民共通の利益のために多様な民間主体が担い手となり、行政と協働しながらきめ細かな活動により、生活課題の改善に取り組みます。

行政はこれらの団体が地域福祉活動を積極的に、安定的に続けられるよう支援するとともに、生活課題や公的サービスの内容等に情報を共有する仕組みを整備し、つながりを良くなるよう社会福祉協議会が中心となって対策を講じます。

○近隣の場合

最も身近な関係であるのが隣近所です。近隣には日常的な近所付き合いのなかで、それとなく支援が必要な人の見守りをしたり、話し相手になったり、手助けをしています。

このような日常関係が生活問題の発見やいざという時の手助けにつながります。

発見された問題が専門的な対応が必要なときは、近隣の問題としてとどめるのではなく、専門機関や行政につなげるよう地域包括支援センター等が対応します。

○市政協力員、自治会、NPO、ボランティア団体等の場合

市政協力員、自治会、町内会は地縁に基づいた組織です。住民の多くの生活面を支えています。

近年は組織率が低下してきているといわれていますが、今もなお地域において重要な役割を持っています。

NPO、ボランティア団体はある特定の目的を持って活動しています。近年、意欲的な活動が増えてきており、これからの地域福祉活動の担い手としても期待されています。

自治会、町内会は区域内を網羅した活動を行っていますので、行政との関係も密接な関係です。一方、NPO、ボランティア団体は目的に賛同するメンバーが開拓的で、即応的な活動を行っています。今後は地域の福祉を考える自治会、町内会との関係を緊密に協働を進めていくことで、双方の足りない部分を補う対応を図ります。

○民生委員・児童委員

地域福祉の中心的な担い手である民生委員・児童委員の活動と、行政をはじめ、社

会福祉協議会、自治会、ボランティアなど関係機関とのネットワークの強化を促進します。

また、地域の様々な福祉課題が発見され、それらの対応が図れるよう、民生委員・児童委員が行う相談、援助活動や見守り活動を社会福祉課が中心となり支援します。

○地域支え合いづくり推進協議会の推進（生活支援体制整備事業）

市内5か所の地域包括支援センターにおいて、「地域支え合いづくり推進協議会」を組織し、市政協力員、民生委員、自治会町内会長、NPO法人、市民活動団体、ボランティア、民間企業等、地域の様々な主体が情報交換、情報の共有化を図ることで、地域の課題を把握し、助け合い支え合いの地域づくりを行っている「地域支え合いづくり推進協議会」を高齡福祉課が中心となり支援します。

○地域の見守り活動の推進

高齡者等が地域や社会から孤立しないよう社会全体で見守る必要があることから、市が日頃から地域住民と接する機会の多い民間事業者等と連携し、地域における見守り活動のネットワークを築き、地域社会において安全で安心して暮らせるよう、地域の見守り活動を地域包括支援センター等が中心に対応します。

見守り活動

現在、住民、民生委員・児童委員の活動によって行われていますが、その目的は「早期発見（安否確認、変化の察知）」、「早期の対処」、「犯罪被害を予防すること」、「情報の提供」、「孤独感の軽減」などがあります。

○認知症の人への対応

取手市の認知症の人は、令和7年に高齡者の約20%にあたる7,500人に達すると見込まれています。

認知症の人は地域社会との「共生」を望んでいるので、認知症の人とともに共生できる社会環境の整備が必要です。具体的には、認知症の人が住み慣れた家や地域で暮らせるよう、早期診断、早期対応、ケア及び家族対応までしっかりとした公助支援を受けられるように整備を推進します。

令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。そこには「認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊厳される社会（共生社会）」

の実現」が掲げられており、それに基づき取手市でも「市町村認知症施策推進基本計画」の策定が求められています。

計画策定にあたっては、当事者、家族が策定にかかわり当事者、家族の活動から学びを深めるなどして、協働で策定されることが望まれます。

高齢福祉課等が中心となり認知症サポーター養成など認知症の人への理解を深める活動を実施しています。また、認知症基本法では認知症を「生活障害がある場合」と規定され、認知症が発症したとしても生活環境を整備することで、生活障害をなるべく小さくすることができるので、それに対応した生活支援を推進します。

○認知症予防事業の推進

認知症は高齢者であれば誰でも発症する可能性があります。市では認知症高齢者が20%を超えることのないように、発症していない高齢者への適切な自助支援、互助支援を推進します。

認知症の特徴は、高齢者が自分で適切な認知症予防を実践することで発症を遅らせることができることです。たとえ認知症を発症しても軽度の時に進行を抑えれば日常生活を送ることは可能なので、そのための生活環境の整備を進めます。

高齢者の認知症は保持されている記憶が消えることによって生じる生活障害です。また、運動機能の低下は転倒リスクを高め、外出をしないなど社会性の低下によっても認知症発症リスクが高まります。

市ではこうした認知症発症リスクの低減をめざして認知症予防事業を充実させます。具体的には、認知症予防のための自助支援事業、互助支援事業を健康づくり推進課では回想法スクール、運動など、市民協働課ではサークル、社会活動など、教育委員会では生涯学習などの場で実施しています。

認知症の発症のピークは75歳から80歳とされています。令和7年には団塊の世代と呼ばれる高齢者のすべてが75歳以上となり、認知症予防事業の拡充が急務です。

そのために認知症予防に関する正しい知識、正しい理解、正しい技術を広く普及し、認知症発症リスク低減のための共助支援とともに市民の自主的な活動（自助支援）を推進します。

I-2-(2) 地域で求められる支援体制の構築

《現状と課題》

少子高齢化が急速に進展する中、大幅な労働人口の減少を補い、地域の活力を維持していくためには、団塊の世代をはじめとする元気な高齢者がいきいきと社会で活躍することが重要です。

元気な高齢者が地域のつながりの希薄化やひとり暮らし高齢者の孤独化などの地域社会の課題に対応する「地域社会の担い手」として活躍し、社会的役割を持つことが重要であり、生きがいや介護予防にもつながります。

また、今後、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯の一層の増加が予想されることから、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが必要です。そのため、市が中心となって地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していく必要があります。

[対策]

○支援体制の充実

高齢者や障害者、子育てなどで支援を必要とする人や家族が、安心して住み慣れた地域で、暮らしていくためには保健、医療、福祉などの分野が連携し、それぞれの支援が適切に提供される仕組みづくりが必要です。

保健、医療、福祉、地域住民、ボランティア等が連携して必要なサービスを提供したり、身近な住民、行政や専門家などが互いに特性を生かしながら、支援を必要とする人に必要な支援を行える支援体制を充実させ、夢や希望、勇気づけ、その人が持っている生きる力を湧き出させるような支援の仕方が重要であり、地域の支援体制の充実を図っていく対策を講じていきます。

○地域住民の互助・共助による孤立者対策の推進

活動できる高齢者の能力を活用し、ひとり暮らし高齢者等を地域社会の全体で見守る環境を充実させ、誰もが安心して暮らせる社会を実現する対策を図ります。

Ⅱ 地域福祉推進のための基盤整備

【基本施策】

Ⅱ－１ 高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項

各福祉分野が連携して事業を行うことで、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるための創意工夫ある事業の展開を進めます。

計画の推進に当たっては、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉各分野が連携して事業を行うことにより対象者の生活の質の向上を高めることができるよう取り組むとして、各分野の隙間をつなぎ、うめる、分野にとらわれない包括的な取り組みを推進し、基本方針達成に向けた取り組みについては各個別計画にて推進します。

【今後の取り組み】

各福祉分野が共通して取り組むべき事項

- ①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保を目的とし福祉以外の分野との連携
 - ・地域の活性化にも寄与しながら地域生活課題の解消につながる取り組み。
- ②高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組むべき事項
 - ・地域の課題や資源の状況に応じ、重点的に予算や人材を配分する施策の展開
- ③制度の狭間の課題への対応のあり方
 - ・既存の制度に明確に位置づけられてはいが、何らかの支援が必要である者への対応
ひきこもり、サービス利用拒否など課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備や地域住民や、訪問機会のある事業者等の活動に対する支援、連携体制の整備。
- ④生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる相談支援体制
- ⑤分野横断的な福祉サービスの展開
 - ・高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用したり、農園において障害者や認知症

高齢者が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ就労継続支援事業を活用し、多くの地域住民が利用するレストランを開くなど、世代を超えたつながりと役割を生み出す場の整備。

⑥居住に課題を抱える者への横断的な支援

- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保、生活の安定、自立の促進に係わる取り組みを地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項。

⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援

- ・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援

⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援

- ・自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくりなど地域福祉として自殺対策と一体的に取り組み、各福祉分野の施策を効果的、効率的に推進します。

⑨市民後見人等の育成やその活動の支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点からの権利擁護

- ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携のネットワークづくりや、権利擁護支援の担い手としての市民後見人の育成、親族後見人も含めた支援のあり方や、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在しないために生活に困難を抱えている者への支援。

⑩高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者、保護者への支援

- ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応のあり方や、虐待を行った養護者、保護者への支援や、その予防策に関すること。

⑪地域住民等が集える拠点の整備や既存施設の活用

- ・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることのできる居場所や新たな活動が生まれることが期待される拠点の整備

⑫全庁的な体制整備

- ・地域生活課題を抱える者の包括的に支援するための、福祉、保健、医療も含めた庁内の関係部署との横断的な連携体制の構築。

【基本施策】

Ⅱ－２ 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

日常生活の中で福祉サービスを受けようと思っても、どんなサービスが受けられるのか知りたい、どこに相談すればよいのかわからない等の声がある中、身近な所でもっと分かりやすく、気軽に相談できる体制や環境の整備を行っていくことで、福祉サービスの情報を必要とする人に、必要なときに届けることが可能になります。

そのため、身近な地域において包括的に支援を受けられる相談体制の構築とともに、専門的な支援を受けられる環境・基盤の整備に努めます。

【今後の取り組み】

Ⅱ－２－（１）

福祉サービス利用に関する相談支援体制の整備

- ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保や支援関係機関間の連携

○相談窓口のあり方

相談内容が多様化し、多問題化してきているなか、ライフスタイルの多様化などを背景に困りごとや必要とする支援内容は複雑化しているため、それぞれの相談窓口について専門性の向上を図り、相談のたらい回しにならないように関係機関と連携の強化を図り、相談者に寄り添いながら生活課題への対応を図っていきます。

高齢者の相談窓口 ⇒ 高齢福祉課・地域包括支援センター

障害者の相談窓口 ⇒ 障害福祉課

子育ての相談窓口 ⇒ 保健センター・子育て支援課
地域子育て支援センター

生活困窮者の相談窓口 ⇒ 社会福祉協議会

在宅福祉サービス相談窓口 ⇒ 高齢福祉課・社会福祉協議会

その他 ⇒ それぞれ関係する機関

相談内容が多様化・多問題化するなかで、制度から人を見るのではなく、その人の生活を支えるために何が必要か考え、多機関の協働により市内どこに相談があっても市全体で受け止めて行く必要があります。

どんな相談でもまずは受け止め、必要な支援につなぎサービスを漏れなく提供し、また複合課題については関係機関が集まり支援の方法を整理できる仕組みを推進していきます。

Ⅱ－２－（２）

支援を必要とする方が必要なサービスを利用することができるための仕組みづくり

利用者本位の考え方にたって、利用者を一人の人間として捉え、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、制度やサービスの種別、実施主体の相違を超えて、対応する適切なサービスのセットが、総合的かつ効率的に提供され、その利用へのアクセスが阻害されないような体制を身近なところで構築するとともに、社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制を、相談機能を持つ機関や福祉事務所などで充実させる必要があります。

Ⅱ－２－（３）

利用者の適切なサービス選択の確保

- ・ サービス内容や評価の開示

地域で発見された生活課題を解決につなげていくためには、関係者間で情報が共有されることが重要です。

福祉サービス利用者が、必要なサービスを自ら選択するためには、サービス提供事業者の特徴やサービスの質を見極めるための材料として、わかりやすい情報の提供が求められています。

高齢者や障害者が適切なサービスを利用できるよう、事業者に対して、第三者評価など福祉サービス評価を受けるよう働きかけていきます。

また、情報が必要とする人に必要なとき届き、理解され、利用されるためには、情報の受け手の状況等を踏まえ、多様な方法で提供することが求められています。

Ⅱ－２－（４）

利用者の権利擁護

- ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの整備

権利擁護の周知・啓発

《現状と課題》

認知症や精神障害、知的障害等により、支援を必要とする人が、福祉サービスの利用を含む身の回りのことができず、日常生活に支障をきたす事例が増えています。

このような人が、地域において安心して生活するよう成年後見制度等をはじめ各種支援が利用できるよう、制度の周知を図っていく必要があります。

[対策]

○成年後見制度の活用

家庭裁判所等と連携して、成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を図り、制度の利用促進に高齢福祉課・障害福祉課・社会福祉協議会が中心となって努めます。

・ 成年後見制度利用促進

成年後見制度利用促進法に基づき令和５年４月に策定された「第二期取手市成年後見制度利用促進基本計画により、成年後見制度の利用促進を進めるとともに令和２年４月に取手市社会福祉協議会に委託した「成年後見サポートセンター」を中核機関として制度利用が速やかに利用できるよう体制を構築いたしました。

また、成年後見制度の利用において費用負担が困難な者に対する市長申立て費用や後見人報酬の助成し、制度が誰でも利用できるよう支援します。

・ 市民後見人の推進

認知症の人の福祉を増進する観点から、市民後見人が活躍できる体制を確保できるように市民後見人の養成と育成支援に取り組みながら、家庭裁判所と連携を図りながら支援します。

Ⅱ－２－（５）

避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り、支援の推進

災害に備える福祉の取り組み

近年、地域社会のつながりが希薄化しており、災害時において避難に支援を必要と

する人への支援が難しくなっていることから、平常時から備えが求められています。

大規模な災害が発生した場合、高齢者や障害者等のいわゆる避難行動要支援者（※）の方々は、自力での避難が困難で被害を受けやすい立場にあるため、避難支援対策の強化が求められています。

※避難行動要支援者とは、「要配慮者のうち自ら避難することが困難で避難に支援を要する人」を言います。

避難行動要支援者の支援体制の充実

《現状と課題》

東日本大震災の経験から、災害発生時には高齢者や要介護者などの要配慮者（※）といわれる方々は、被害を受けやすい立場にあります。

このため要配慮者のうち特に支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、迅速に安否確認を行い、必要な支援を的確に実施できる体制を平常時から整備しておく必要があります。

また、高齢者や障害者などの避難行動要支援者は、避難所等での避難生活の中で様々な福祉的ニーズがあるにもかかわらず、十分な支援を受けられないことなどにより、二次的な健康被害等が生じるといった課題があることから、避難所等において適切な福祉的支援が受けられる体制づくりを進める必要があります。

※要配慮者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取ることに配慮を要する人」をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器使用者を含む難病者等が主な対象者です。

【対策】

○避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、平常時には以下の体制をとります。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

民生委員・児童委員、市政協力員、自治会、町内会、自主防災組織の協力を得て、自らが避難することが困難な者であって、避難行動に支援を必要とする

者の名簿について、個人情報の管理をしっかりと行い、引き続き作成更新をしていきます。

また、作成された名簿の共有にも努めます。情報の共有は福祉関連部門、防災関連部門との連携により、消防団、警察等に情報提供し、避難行動要支援者の安否確認や円滑な避難の確保を図るために活用します。

イ 社会福祉施設等の安全体制の確保

災害対策計画の策定、災害情報伝達体制を整備します。

ウ 避難行動要支援者避難支援チームの設置

民生委員・児童委員、市政協力員、自治会、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等と協力し避難支援チームを設け、避難行動要支援者とのコミュニケーションを取り合い、非常時には安全な避難場所に誘導します。

エ 全体計画から個別計画に

要支援者の誘導避難を迅速に行うにはあらかじめ、要支援者一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所に避難させるかを定める計画が「個別計画」です。令和3年に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、避難行動要支援者を対象に優先度が高い方から作成することになります。民生委員・児童委員、市政協力員や自治会、自主防災組織などの協力を得ながら個別計画を策定していきます。

オ 福祉避難所の設置と支援体制の整備

災害発生時において、一般的な避難所では避難生活に支障をきたす恐れがある被災者のために、設備や生活用品、食糧などに特別な配慮をした福祉避難所を指定し、必要なときに速やかに開設します。

また、重度の介護を要する方については、市内の介護事業者と協定を結び支援に努めます。

災害時の地域防災体制づくりの推進

《現状と課題》

災害時における被災者の多様なニーズの全てに行政や被災地の住民だけで対応することには限界があります。これらの多様なニーズにきめ細かく対応していくために

は、全国から被災地に集まるボランティアや専門的なノウハウを持つNPO等の支援が不可欠です。これらのボランティアやNPO等が円滑に活動できる環境づくりが求められます。

【対策】

○防災・災害ボランティアリーダーの養成

取手市社会福祉協議会において、ボランティアリーダーの育成を重点的に取り組んでいることから、引き続き防災ボランティアリーダーの養成を図っていきます。

また、災害発生時にボランティアを必要とされている人に、適切な支援ができるように、平常時から自主防災組織、自治会等との連携を密にすることで、円滑な活動が可能となり、様々なニーズに対し迅速に対応できるような体制づくりを支援していきます。

○災害ボランティアセンターの強化

災害ボランティアセンターの設置・運営について専門的な知識を持った人材を育成することにより、取手市社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターが円滑にボランティアを受け入れられるようにするなど機能強化の対応を図ります。

【基本施策】

Ⅱ－３ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するために、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興、参入の促進と公的サービスとの連携による公私協働の実現を図ります。

【今後の取り組み】

Ⅱ－３－（１）

社会福祉法人による地域における公益的な取り組みの推進

社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するために、地域における公益的な取り組みの実施に関する責務規定が創設され、これを踏まえて、社会福祉法人は特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されています。

Ⅱ－３－（２）

社会福祉法人の新規事業の開発やコーディネート機能への支援

社会福祉法人は制度の狭間にある課題に着目し、地域に対して法人が有する機能を可能な限り提供しながら、もしくは複数の法人による協働により、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会、懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されます。

【基本施策】

Ⅱ－４ 地域見守り活動や交流活動の推進

地域福祉の推進は、市の地域特性や生活・福祉課題に応じて、取手市が主体となって推進する必要があります。第３期の取手市地域福祉計画（令和２年度～令和５年度）の見直しを行い、新たな地域福祉計画に基づき、地域における諸問題について、官民協働で対応することで、より充実した地域福祉を推進していきます。

【今後の取り組み】

Ⅱ－４－（１）

地域における新たなマンパワーの支援と推進

《現状と課題》

近年、団塊の世代の退職等によって、地域において様々な分野で活躍できる高齢者の増加が見込まれます。

これらのマンパワーを地域活動に向けられるよう、地域活動への参画の促進、ボランティア活動、NPO等の立ち上げなどを支援していきます。

また、地域において支援を必要としている人が、地域福祉の担い手として、支援する側にもなり、収入や生きがいも得ることのできるよう、コミュニティ・ビジネスや社会的企業等の活動を促進していきます。

[対策]

○多様な地域活動の充実・強化

活動できる高齢者が、地域の社会福祉施設において、施設サービスにおける軽微な業務などを行う活動の推進や参画支援を図ります。

また、高齢者が培ってきた豊富な知識・経験・技術・ノウハウを地域社会に還元するための人材バンクにおいて、介護や地域活動、子育てなど地域貢献分野に係る人材の充実を図るため高齢福祉課が中心となって対応していきます。

さらに、高齢期を迎えようとする方が、地域活動に参加しようとする意識を盛り上げるため、相談・広報活動を実施します。

【基本施策】

Ⅱ－５ 地域福祉を充実させるための協働体制づくりの推進

地域で活動する各種団体の参画を得た福祉施策の推進のため、自治会やまちづくり協議会、高齢者クラブ、女性クラブなど、地域でまち（地域）づくりを進める団体と協働し、各団体の取り組みの充実を図っていきます。

また、地域で活動する多様な団体が連携できるよう、各団体が活動内容、活動日などの調整を行い、地域活動の活性化を進めることのできる仕組みの構築が望まれます。

さらに、稼働能力の高い高齢者は支援を受ける側から支援する側へと、地域の活力となるための意識改革が必要となります。

【今後の取り組み】

Ⅱ－５－（１）

支援が必要な人への福祉サービスの充実

《現状と課題》

取手市においても急速な少子高齢化、家族形態の変化などにより、福祉ニーズや支援のあり方も多様化しており、介護保険法や障害者総合支援法等により、制度化された公的サービスの充実が図られています。

現在、提供されている公的な福祉サービスの充実は図られていますものの、福祉・保健・高齢・障害など、他分野におけるサービスの組合せなど、総合的に提供できる仕組みが必要とされています。

[対策]

○生活困窮者の自立支援

・自立相談支援事業の充実

市内の生活保護世帯数は増加傾向にあります。また、非正規雇用労働者やひとり

親世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層も増加傾向にあることを踏まえ、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を強化するために、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されました。取手市社会福祉協議会に委託している「くらしサポートセンター」の機能強化に努めます。

・ぬくもり学習支援の充実

生活に困窮する世帯への子どもへの学習支援は、子どもの生活習慣・生活環境等の改善に向けた子ども及び保護者への助言などの生活支援を実施するとともに、子どもの居場所としての機能も果たすよう支援の充実を図るよう社会福祉課・社会福祉協議会が中心となって対応します。

○地域包括ケアシステムの充実と強化

団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

○ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の方に対して、就労支援や就業に関する講習会の実施、就業に関する情報の提供など一貫した就業支援サービスと教育費の相談など生活支援サービスを提供します。

○新たなサービスの実施

社会は、地域の関係性で構成される地域型（自治会等）と人間関係で構成される人間関係型（趣味の会等）の福祉の充実を図るよう、新しい時代に適した柔軟な福祉体系を確立できるよう対応していきます。

Ⅱ－5－（2）

各種ボランティアの育成と活動しやすい環境づくり

《現状と課題》

地域福祉の中で最も重要な役割を果たすものに、地域を支えるボランティアがあります。取手市においても約200の多種多様のボランティア団体が活動しています。高齢化が急速に進み、取手市の人口の3割を超える高齢者への対応は急務と言えます。地域福祉活動やボランティア活動に参加したいと考えている人は少なくない一方で、具体的な活動の情報や参加できる適当な組織がないといった状況が課題となっているこ

とから、地域のボランティア活動などへの住民参加を促進するため、活動に参加しやすい環境づくりや地域で活動する団体の育成・支援を行っていく必要があります。

また、学校教育の中でも保護者、生徒、児童等を対象に地域福祉への理解を深められるような学習の場を設けることも大切なことです。

何らかの理由で支援が必要な人に手を差し伸べられるよう、様々な分野での「人材」の育成と活動の場を広げ、ボランティアとして活動しやすい環境を整備していきます。

【対策】

○地域福祉の中心的な役割を持つ民生委員・児童委員

独居世帯の増加や高齢者等の孤立死の問題、ドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、ひきこもりの長期化など、複雑・多様化する地域の福祉課題に対して民生委員・児童委員が互いに協力して対応できるよう支援体制の充実を図るため、より有効な研修機会を設けスキルを高めらるよう社会福祉課が中心となって努めます。

○市民ボランティア等の人財育成

取手市社会福祉協議会が運営する総合ボランティア支援センターにおいて、ボランティア活動をコーディネートする人財を育成し、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりに取り組み、ボランティア団体同士のネットワークの構築に努めます。

○セカンドボランティアの活用

セカンドボランティアとは、サービスの提供の対価でなく、必要最小限の交通費や食事代のみの支給でサービスを提供するボランティアのことをいいます。

その活動を支援することで、ボランティアを必要とする方へ、必要とする内容の支援ができるよう、より充実した質の高いサービスの提供へとつなげていきます。

○ステップアップボランティアの活用

対人援助サービスにおいて、専門職を育成するためには、費用・時間的にも限界があることから、ある程度の支援技術を持ったボランティアを育成し、質の高いサービスが提供できるよう、社会福祉協議会が中心となってステップアップボランティアの育成のための対策を講じていきます。

【基本施策】

Ⅱ－６ 誰もが住みやすいやさしいまちづくり

性別、年齢、障害、国籍、宗教、価値観等の違いをお互いに認め合い、一人の個性が尊重される社会に向けて、学校教育や生涯学習における学ぶ機会の充実、助け合いの実践をとおして、多様性や共生社会について理解を深めます。

また、高齢者や障害者などが積極的に社会参加できる環境づくりが求められています。日常生活において、年齢・性別の違いや障害の有無等にかかわらず、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり（環境づくり）を進めます。

【今後の取り組み】

Ⅱ－６－（１）

こころのバリアフリーの推進

学校や地域での福祉教育などとおして「心のバリアフリー」の普及・啓発を図ることと、思いやりの心の醸成を図ります。

※「心のバリアフリー」

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

バリアフリーは、スロープや手すりの設置などで物理的に障壁となる物を取り除くに対し、心のバリアフリーは、コミュニケーションや他者理解などとおして様々な人のバリアを取り除いていこうという考え方です。

[対策]

○福祉教育の推進

学校や地域での福祉教育を通して、高齢者、障害者等の生き方を我が事として捉え、心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する思いやりの心の醸成を図ります。

Ⅱ－６－（２）

文化や意識などの多様性を受け止める

地域には外国人、LGBT等多様な人が生活しています。地域福祉の促進には、地域社会において多様性を認め合う地域住民相互の連帯や心のつながりが不可欠であることから、そのための意識の醸成を図ります。

[対策]

○外国人に対する支援

- ・日常生活を送るうえで直面する様々な困りごとに関する相談に多言語で対応し支援や情報提供を行います。
- ・外国人と日本人が同じ地域の一員として相互理解を深め、日常的な交流につなげられるよう交流する機会の創出。

○LGBT 等性的マイノリティに対する支援

- ・当事者やその家族、支援者からの相談を受けられる体制作りに努めます。
また、身近な相談者となる教員、市職員が正しい知識を習得できるよう研修会の実施や情報の提供を行います。
- ・性的マイノリティに関する正しい知識の周知、啓発を図ります。

Ⅱ－6－（3）

ひきこもり支援の推進

《現状と課題》

ひきこもりとは、一般に、仕事や学校に行かずに（概ね6か月以上）自宅に閉じこもり、家族以外と親密な人間関係がない状態と定義され、令和4年度に内閣府が行った調査によると、15歳から39歳まででひきこもりの状態にある者は2.05%、40歳から64歳まででひきこもりの状態にある者は2.02%、全国でこの数字を当てはめると146万人に上ると推計されています。この調査の数値を基に令和4年4月1日の人口から取手市の15歳から39歳までの人口から計算しますと、480人、40歳から64歳で709人、全体で1,189人程度と推計されます。

ひきこもりとなった原因は、いじめ、不登校、障害など一人ひとり異なるため、その状況に応じ、社会参加に向けてきめ細かく継続的に支援していく必要があります。

[対策]

○ひきこもり者に対する支援体制の充実

ひきこもり対策の主たる機関として社会福祉協議会が運営している「くらしサポートセンター」の機能を強化して、県のひきこもり支援センター並びにNPO法人が運営するひきこもり支援等と連携を図りながら、ひきこもり相談支援の充実を図るよう社

会福祉協議会が中心となって対応していきます。

○関係機関との連携強化

主たる担当課において地域ケア会議等を開催し、市・学校・民間支援団体の連携を強化し、地域におけるひきこもり者や家族等の支援体制の充実・強化を図ります。

○ひきこもり者の社会参加の促進

社会参加のきっかけづくりや対人関係・その他の社会的スキルの学び場として、国が実施する地域若者サポートステーション（サポステ）と連携し社会福祉協議会が中心となって取り組みます。

Ⅱ－6－（4）

外出支援

《現状と課題》

市では福祉的な側面から高齢者や障害者の在宅生活を支えるため、自家用有償旅客運送の登録をした団体が提供する福祉有償運送サービスや、タクシーを利用する際の費用について、利用料金の助成券を発行するなど支援を行っています。

一方で福祉有償運送を実施する団体では、運営コストや労力の負担も多く、第3期の本計画期間中に新たに社会福祉法人による登録はあったものの、継続的に担い手のボランティアの不足、高齢化など人材の確保も厳しい状況であり、さらには高齢化が進むことにより、利用者の増加、利用者の状態の重度化も課題となっています。

[対策]

○高齢者等移動支援事業の促進

高齢者や障害者の外出支援において重要なことは、利用者の状態、状況、ニーズに合わせて移動が可能となることで、生活の質を担保し、外出の機会を実現できる移動手段を確保することです。

社会福祉法人やNPOが行う福祉有償運送は、公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者の移動手段として重要な役割を担っています。市の福祉有償運送等運営協議会においては、実施に伴う安全の確保及び利用者の利便性に係わる方策等を協議していきます。

また、実施団体には運営コストを補助し、担い手であるボランティアの確保について支援し、市内の社会福祉法人等に対しても、公益事業としての福祉有償運送への参入を

推奨して行きます。

さらに、新しい担い手の参加、協力による移動手段の確保についても、他の自治体の事例を参考にしながら検討していきます。

○思いやり駐車場の整備、促進

高齢者や障害者、妊産婦、ベビーカーやチャイルドシートをお使いの親子、怪我をした方々は、車の乗降時にドアを大きく開ける必要があるため、幅の広い駐車場が必要となるなど駐車場の利用に一定の制限を受けることがあります。

そのため、以前からある身体障害者用駐車場に加え、「思いやり駐車区画」を設けるなど、誰もが乗り降りしやすい環境を整え、ユニバーサルデザイン化を進めていきます。

○合理的配慮の提供の促進

障害者差別解消法に基づき、障害に対する正しい理解や偏見の解消に努め、障害のある人が外出時に周囲から適切な配慮や支援が受けられるよう、合理的配慮（※）の提供により障害の理解を障害福祉課が中心となって促進を図ります。

※合理的配慮とは、行政機関等は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを低くするために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。（民間事業者については努力義務）

Ⅱ－６－（５）

住み方・住まい方の構築

《現状と課題》

少子高齢化の急速な進展により、様々な点において地域コミュニティの運営・維持が以前よりも難しくなっています。今後、高齢者等が、地域の中で安心して暮らしていくためには、新たな地域づくりを模索し、進めていく必要があります。

例えば、空き家の増加などは、地域が直面している具体的な課題の一つですが、それらを若者を呼び込むために有効活用します。

[対策]

○空き家の有効活用

空き家については、空き家の所有者や不動産業者との連携のもと、定額家賃の設定等で子育て世代の住宅に係る負担を削減することで、若者を地域に呼び込む受皿とな

る可能性を有しています。

取手市としても、空き家に関する情報の把握と発信に努め、空き家の解消と同時に若者を地域に呼び込む住宅の施策を検討し、若者、高齢者等の新しい住み方・住まい方を考えていき、新たな地域づくりを進めていきます。

○高校生の居場所づくり

学校や家庭で様々な課題を抱える高校生の孤立を防ぐ（予防支援をする）とともに、何でも相談できる大人をつくることで、ひとりで悩まずより適切な対処ができる環境をつくるために、地域の拠点として空き家等を活用し、家や学校にはない居心地の良い「サードプレイス」をつくり、高校生の悩み相談から、学習や交流などができる居場所づくりを進めていきます。

Ⅱ－6－（6）

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

《現状と課題》

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき建築物、交通機関、歩道等について、生活環境のバリアフリー化や全ての人々が共通して利用できるようにユニバーサルデザインに配慮した環境づくりが進められており、引き続き人に優しいまちづくりの実現に向けた、建築物や道路などの公共的な施設のバリアフリー化を推進していく必要があります。

また、民間事業者に対しても合理的配慮の助成金等を用いて、民間事業者のバリアフリーに期待します。

[対策]

○人にやさしいまちづくりの推進

全ての人々が地域での社会参加を実現するためには、誰もが安全で快適に暮らせる環境整備をしていかなければなりません。

「取手市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき整備を進めていきます。

また、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、快適に暮らせる環境の実現を目指すため、様々な利用者の声を聴き、それを反映することで、全ての人々が等しく社会参加できるよう対策を講じます。

Ⅲ 福祉に係る人材の育成

【基本施策】

Ⅲ－１ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

地域づくりを一部の特定の人に任せるのではなく、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるように、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、まちおこし、農・商工業等の福祉以外の分野の組織等に対して地域づくりに必要な働きかけや支援を行う者の活動を支援します。

【今後の取り組み】

Ⅲ－１－（１）

地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会活動への支援

活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援や、地域住民の自主的活動と公共的サービスとの連携を図ります。

地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、誰もが気軽に立ち寄れる場や、住民と社会福祉分野の専門職が話し合える場となる拠点の整備を図ります。

Ⅲ－１－（２）

住民等による問題関心の共有化と地域福祉推進への参加の促進

地域福祉の在り方について住民同士の交流会や、勉強会を開催し住民等の理解と関心を深め、地域の構成員としての意識の向上を図ります。

地域住民等の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動を更に活性化させていくため、地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会などの取組を進めます。

Ⅲ－１－（３）

地域福祉を推進する人材の養成

福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織機能の強化や民生委員・児童委

員活動の充実にに向けた環境整備。

《現状と課題》

地域福祉活動が継続的に実施されるためには、住民の中からリーダーシップを発揮することができる人材や核となる団体が必要となります。

現に地域で活動している団体（組織）の充実を図ることで、地域毎の特性に応じた多様な福祉ニーズに対応することができます。

また、民生委員・児童委員などをはじめ、地域住民に対応した助言や情報提供を行える人材の育成が求められています。

地域の中の問題や課題、地域が求めるものを行政へ伝えるため、様々な意見や要望を取りまとめることが必要となります。

既に、市政協力員、自治会長や町内会長など地域のリーダーは活躍をしているところですが、ここでいうリーダーとは、地域福祉に関わるリーダーを主としています。様々な福祉活動に携わる人々の中から、地域での活動や行政とのパイプ役を担うための地域福祉リーダーが求められます。

[対策]

○人材の確保

福祉事業の人材確保においては、福祉に携わる資格を有しながら、その業務に従事していない「潜在的有資格者」を掘り起こすなど、福祉に携わる人材を安定的に確保することが必要です。

また、地域に密着した福祉サービスを安定的に提供するために、専門的な技術や知識が習得できる機会（研修会）を実施することで、従事者の育成と質の高い人材が確保できるよう対応します。

○まちづくりリーダーの育成

住民主体（地域主体）の福祉活動やまちづくりを進める上で、住民の求めるものを素早く把握し、地域住民の意向を反映させるために、「ワークショップ」という課題を掘り起こす手法が用いられています。

また、住民の要望等を取りまとめるためには、ワークショップの運営方法等、住民参加の話合いから案をまとめる「地域福祉のリーダー」が必要となります。

そのために、社会福祉協議会や自治会、ボランティア団体、教育委員会、福祉事業所等との連携を深め、「まちづくりリーダー」を育成するための対応を講じて、ま

ちづくりの推進を図ります。

6 計画の推進体制と役割

(1) それぞれの役割

地域福祉の推進にあたっては市、社会福祉協議会はもとより、住民や各種団体との相互協力、連携なくして進めていくことはできません。

それぞれができることや特徴を生かした活動をしていくことが必要となります。

区 分	内 容
地域住民	○サービスの受け手としてだけではなく、自らが地域の担い手という認識を持ち、地域における様々な課題を主体的に捉え、ボランティア活動や自治会など様々な活動などに積極的に参加することで、地域福祉社会を構成する一員となるよう努めることが求められます。
ボランティア NPO法人	○地域住民が求める福祉サービスを把握し、地域福祉の担い手としての様々な活動の実施主体となることが求められています。 ○地域における活動に関心のある多くの地域住民の活動の場として、多くの住民が参加しやすい環境を提供することが求められます。
市政協力員 自治会 町内会	○地域福祉の拠点的な役割を持ち、地域住民の生活を支える組織として、民生委員・児童委員と連携しながら、住民と行政の橋渡しを図ることが求められます。 また、自主防災会等の協力のもと、災害発生時は避難行動要支援者の支援を行っていくことが求められます。
民生委員・ 児童委員	○住民の立場に立った相談・援助を通して地域福祉に努めることが求められます。 ○行政と地域のパイプ役として、住民のニーズや課題を把握し、行政に対して必要な助言を行うことを求められます。
学校等	○学校等において様々な機会を活用して、子どもたちに福祉の心を芽生えさせ、将来、地域福祉を担う「人材」となることが期待されます。
事業者等	○地域社会の構成員として地域福祉活動や地域貢献活動に積極的に関わることが求められます。

区 分	内 容
福祉サービス提供事業者	<p>○福祉サービスの利用者の視点に立ち、より良いサービスが提供できるよう、法令等を遵守、適正な運営を図るとともに、サービスの質の向上に努めることが求められます。</p> <p>○福祉サービスを支える人材の確保に努めるとともに、地域の課題に対しても、それぞれの事業者が持つ専門性を活用し、主体的に解決に向けた取り組みを行うことが求められます。</p>
社会福祉協議会	<p>○地域において、住民に密着した地域福祉活動を推進する中心的団体として、福祉活動への住民参加を呼びかけるとともに、関係機関と協働して魅力ある地域づくりに努めることが求められます。</p> <p>○地域福祉活動計画に基づき、行政と連携を密にすることで、住民のニーズに応える、質の高い福祉サービスの提供に努めることが求められます。</p>
市	<p>○福祉人材の確保・育成や福祉サービスの基盤整備を進めることが求められます。</p> <p>○地域住民の福祉に対するニーズや課題を的確に把握しながら、社会福祉協議会と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動の企画や実施に取り組むことが求められます。</p> <p>○市地域福祉計画の策定等を通じて、地域福祉の計画的な推進に努めることが求められます。</p>

(2) 進行管理

この計画を実行性あるものとして推進していくため、計画に掲げた目標の達成状況を把握するとともに、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他必要な措置を講ずるものとし、施策、事業の適時見直しを行い次期計画の内容に反映させていきます。



第4期取手市地域福祉計画



令和6年 月

発行：取手市福祉部社会福祉課

住所：〒302-8585

茨城県取手市寺田5139番地

電話：0297-74-2141（代）

URL：<http://www.city.toride.ibaraki.jp>